

# 第 1 部

## 基 準 財 政 收 入 額



# 第1章 概 要

基準財政収入額の算定は、標準税率により行う。令和8年度は、特別区民税、軽自動車税、特別区たばこ税及び鉱産税の4つの特別区税並びに利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金及び地方特例交付金については収入見込額に標準税率85%を乗じた額、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、森林環境譲与税及び交通安全対策特別交付金については収入見込額の全額を合計し、これに、三位一体の改革に伴う特別区民税の税源移譲分を100%算入するための措置として、税源移譲影響見込額の15%相当額を特別区民税特例加減算額として加えたほか、地方消費税率引上げに伴う地方消費税交付金の増収分（社会保障財源分）を100%算入するための措置として、増収分（社会保障財源分）の15%相当額を地方消費税交付金特例加算額として加え、1,654,227,757千円と算定した（第1表参照）。

この基準財政収入額は、雇用・所得環境の改善を反映し特別区民税が増となったこと等により、令和7年度当初見込額に対して144,553,382千円、9.6%の増となった。

算定額の内訳は、特別区税が特別区民税1,169,339,114千円、軽自動車税3,877,687千円、特別区たばこ税68,540,416千円、鉱産税0千円で計1,241,757,217千円、利子割交付金が9,538,430千円、配当割交付金が29,461,854千円、株式等譲渡所得割交付金が59,205,861千円、地方消費税交付金が284,608,560千円、ゴルフ場利用税交付金が41,769千円、地方特例交付金が8,954,614千円、地方揮発油譲与税が2,715,223千円、自動車重量譲与税が10,878,731千円、航空機燃料譲与税が820,262千円、森林環境譲与税が1,214,884千円、交通安全対策特別交付金が909,580千円、特別区民税特例加減算額が△22,001,915千円、地方消費税交付金特例加算額が26,122,687千円である。

以下、税目ごとに第2表の標準税率を考慮しない収入見込額（100%ベース）について説明する。

なお、特別区の歳入に係る主な税制改正の概要については第16章において説明する。

第1表 令和8年度基準財政収入見込額

(単位：千円、%)

区 分	令和8年度	令和7年度	対 前 年 度 比		
	収入見込額	収入見込額	増 減 額	増 減 率	
特別区民税	1,169,339,114	1,078,925,949	90,413,165	8.4	
別 軽自動車税	環境性能割	59,421	278,588	△ 219,167	△ 78.7
	種別割	—	3,754,882	△ 3,754,882	皆減
	軽自動車税*	3,818,266	—	3,818,266	皆増
区 特別区たばこ税	68,540,416	65,541,298	2,999,118	4.6	
	鉱産税	0	0	0	—
税 小 計	A 1,241,757,217	1,148,500,717	93,256,500	8.1	
利子割交付金	B 9,538,430	12,082,487	△ 2,544,057	△ 21.1	
配当割交付金	C 29,461,854	29,495,587	△ 33,733	△ 0.1	
株式等譲渡所得割交付金	D 59,205,861	35,910,887	23,294,974	64.9	
地方消費税交付金	E 284,608,560	251,965,247	32,643,313	13.0	
ゴルフ場利用税交付金	F 41,769	41,510	259	0.6	
環境性能割交付金	G —	4,778,181	△ 4,778,181	皆減	
地方特例交付金	H 8,954,614	4,947,690	4,006,924	81.0	
計(A+B+C+D+E+F+G+H)	I 1,633,568,305	1,487,722,306	145,845,999	9.8	
地方揮発油譲与税	J 2,715,223	3,236,106	△ 520,883	△ 16.1	
自動車重量譲与税	K 10,878,731	10,563,407	315,324	3.0	
航空機燃料譲与税	L 820,262	835,293	△ 15,031	△ 1.8	
森林環境譲与税	M 1,214,884	1,256,840	△ 41,956	△ 3.3	
交通安全対策特別交付金	N 909,580	953,439	△ 43,859	△ 4.6	
合計額(I+J+K+L+M+N)	O 1,650,106,985	1,504,567,391	145,539,594	9.7	
特別区民税特例加減算額	P △ 22,001,915	△ 18,019,549	△ 3,982,366	—	
地方消費税交付金特例加算額	Q 26,122,687	23,126,533	2,996,154	13.0	
基準財政収入額(O+P+Q)	R 1,654,227,757	1,509,674,375	144,553,382	9.6	

\*令和8年度税制改正大綱による区分

第2表 令和8年度基準財政収入見込額（100%ベース）

（単位：千円、％）

区 分		令和8年度	令和7年度	対 前 年 度 比		
		収入見込額	収入見込額	増 減 額	増 減 率	
特 別 区 税	特別区民税		1,375,693,075	1,269,324,646	106,368,429	8.4
	軽自動車税	環境性能割	69,907	327,751	△ 257,844	△ 78.7
		種別割	—	4,417,508	△ 4,417,508	皆減
		軽自動車税*	4,492,078	—	4,492,078	皆増
	特別区たばこ税		80,635,784	77,107,409	3,528,375	4.6
	鉦産税		0	0	0	—
	小計		1,460,890,844	1,351,177,314	109,713,530	8.1
	利子割交付金		11,221,682	14,214,691	△ 2,993,009	△ 21.1
	配当割交付金		34,661,005	34,700,690	△ 39,685	△ 0.1
	株式等譲渡所得割交付金		69,653,954	42,248,102	27,405,852	64.9
地方消費税交付金		334,833,600	296,429,702	38,403,898	13.0	
ゴルフ場利用税交付金		49,140	48,835	305	0.6	
環境性能割交付金		—	5,621,389	△ 5,621,389	皆減	
地方特例交付金		10,534,840	5,820,812	4,714,028	81.0	
計		A 1,921,845,065	1,750,261,535	171,583,530	9.8	
A×85%		B 1,633,568,305	1,487,722,306	145,845,999	9.8	
地方揮発油譲与税		C 2,715,223	3,236,106	△ 520,883	△ 16.1	
自動車重量譲与税		D 10,878,731	10,563,407	315,324	3.0	
航空機燃料譲与税		E 820,262	835,293	△ 15,031	△ 1.8	
森林環境譲与税		F 1,214,884	1,256,840	△ 41,956	△ 3.3	
交通安全対策特別交付金		G 909,580	953,439	△ 43,859	△ 4.6	
合計額（B+C+D+E+F+G）		H 1,650,106,985	1,504,567,391	145,539,594	9.7	
特別区民税特例加減算額		I △ 22,001,915	△ 18,019,549	△ 3,982,366	—	
地方消費税交付金特例加算額		J 26,122,687	23,126,533	2,996,154	13.0	
基準財政収入額（H+I+J）		K 1,654,227,757	1,509,674,375	144,553,382	9.6	

\*令和8年度税制改正大綱による区分

## 第2章 特別区税

### 第1節 特別区民税

#### 第1項 算定概要

特別区民税の収入見込額は、現年度課税分を現年度分と過年度分とに分け、さらに現年度分については、普通徴収・総合課税分（所得割・均等割）、特別徴収・総合課税分（所得割・均等割）、譲渡所得等・分離課税分及び退職所得・分離課税分に区分して算定した。

総合課税分は、「市町村税課税状況等の調」（調査基準日7月1日）の数値を用いて算定を行っているため、7月1日現在の調定額から決算時の調定額までの伸びを、第3表の決算補正率として算出し、これを勘案して算出した。

第3表 決算補正率

区 分	決算補正率
普通徴収・総合課税分（所得割）	1.0756887
普通徴収・総合課税分（均等割）	1.1053722
特別徴収・総合課税分（所得割）	
現年度課税分	0.9807994
前年度課税分	0.9578224
特別徴収・総合課税分（均等割）	
現年度課税分	0.9707688
前年度課税分	0.9326566

## 第2項 算定内容

### 1 総括

第4表のとおり、特別区民税の現年度分見込額を1,397,675,893千円、税制改正影響額を△3,039,120千円、過年度分を9,131,671千円、合計で1,403,768,444千円と算定し、標準徴収率を98%とした。

その結果、令和8年度の特別区民税の収入見込額は1,375,693,075千円と算定した。

第4表 特別区民税 調定/収入 見込額

(単位：千円、%)

区 分	令和8年度 調定/収入 見込額	令和7年度 調定/収入 見込額	対前年度比	
			増減額	増減率
現 年 度 分	1,397,675,893	1,287,343,080	110,332,813	8.6
普通徴収・総合課税分	364,951,174	347,314,194	17,636,980	5.1
所 得 割	358,971,062	341,067,836	17,903,226	5.2
均 等 割	5,980,112	6,246,358	△ 266,246	△ 4.3
特別徴収・総合課税分	996,172,443	929,823,053	66,349,390	7.1
所 得 割	984,448,282	918,620,868	65,827,414	7.2
均 等 割	11,724,161	11,202,185	521,976	4.7
税 額 控 除 等	△ 136,951,983	△ 120,923,414	△ 16,028,569	13.3
譲渡所得等・分離課税分	156,125,369	117,303,264	38,822,105	33.1
退職所得・分離課税分	17,378,890	13,825,983	3,552,907	25.7
税 制 改 正 影 響 額	△ 3,039,120	△ 492,062	△ 2,547,058	-
過 年 度 分	9,131,671	8,378,213	753,458	9.0
合 計 A	1,403,768,444	1,295,229,231	108,539,213	8.4
A × 標準徴収率 (98%)	1,375,693,075	1,269,324,646	106,368,429	8.4

## 2 納税義務者数（普通徴収・総合課税分及び特別徴収・総合課税分）

普通徴収・総合課税分（家屋敷課税分を含む）及び特別徴収・総合課税分については、均等割、所得割とも納税義務者数を推計し算定に使用する。

まず、均等割の納税義務者数を、前年度の区部15歳以上人口（外国人含む）に対する家屋敷課税分を除いた納税義務者数の割合により算出する。第5表から令和7年度における納税義務者割合0.6643を算出し、これを令和8年1月1日現在の15歳以上人口（外国人含む）推計に乗じて、5,849,826人と算出した。

この数値に、家屋敷課税分として17,682人を加え、令和8年度の均等割納税義務者数を5,867,508人とした。

第5表 均等割納税義務者数見込

年 度	区部15歳以上人口 前年度1月1日現在		納税義務者数（家屋敷課税分除く）			納税義務者割合 (Y/X)	家屋敷課税分(人)
	X (人)	増減	%	Y (人)	増減		
令和6年度	8,597,053	—	—	5,631,208	—	—	19,768
令和7年度	8,694,405	97,352	1.1	5,775,465	144,257	2.6	18,574
令和8年度	8,806,000	111,595	1.3	<b>5,849,826</b>	74,361	1.3	<b>17,682</b>

さらに、家屋敷課税分を除く納税義務者数について、過年度のシェア等を勘案し、第6表のように、各区分の納税義務者数を推計した。

第6表 令和8年度 各区分納税義務者数見込

(単位：人)

区 分	納税義務者数 (家屋敷課税分を除く)	普通徴収・総合課税分	特別徴収・総合課税分
均等割を納める者(納税義務者数合計)	5,849,826	1,785,666	4,064,160
均等割のみ納める者	201,758	158,257	43,501
所得割を納める者	5,648,068	1,627,409	4,020,659

## 3 普通徴収・総合課税分（所得割）及び特別徴収・総合課税分（所得割）

普通徴収・総合課税分（所得割）及び特別徴収・総合課税分（所得割）については、総所得金額等を所得種類別に算定した後、別途算定した所得控除額を差引き、課税標準額を算出した上で、普通徴収と特別徴収に按分し、税率を乗じて税額を算出した。

### (1) 総所得金額等

総所得金額等については、給与所得者分、営業等所得者分及び給与・営業等所得者以外分の所得に分類し算定した。

#### ア 給与所得者分

給与所得者分については、給与所得者に係る総所得金額等を、前年の都平均現金給与総額（東京都総務局「毎月勤労統計調査」より）及び都平均雇用者数（東京都総務局「東京都の労働力」より）から推計した。

まず、第7表の過去9か年の都平均現金給与総額及び都平均雇用者数と給与所得者に係る総所得金額等との相関から、回帰方程式 $Y = aX_1 + bX_2 + c$ 、 $a = 67,267.30607$ 、 $b = 4,753,092.895$ 、 $c = \Delta 42,730,383,142$ を得る。 $X_1$ に令和7年の都平均現金給与総額の推計値として445,838円を、 $X_2$ に都平均雇用者数の推計値として7,764千人をそれぞれ代入し、令和8年度の給与所得者に係る総所得金額等24,162,951,300千円を算出した。

第7表 総所得金額等（給与所得者分）見込

年度(N)	前年(N-1年)		総所得金額等 (千円)	
	(西暦)	都平均現金給与総額		都平均雇用者数
		(円)		(千人)
平成29年度	2016年	406,806	6,800	17,156,814,830
平成30年度	2017年	408,611	6,917	17,708,114,836
平成元年度	2018年	411,953	7,073	18,527,064,187
令和2年度	2019年	413,275	7,258	19,258,631,097
令和3年度	2020年	414,622	7,391	19,728,092,483
令和4年度	2021年	408,589	7,453	20,227,839,240
令和5年度	2022年	412,797	7,503	21,223,402,413
令和6年度	2023年	424,429	7,600	21,820,764,211
令和7年度	2024年	432,475	7,643	22,905,661,329
令和8年度	2025年	445,838	7,764	<b>24,162,951,300</b>

※ 令和3年度から適用された個人所得課税の見直し（第16章第1節3第25表を参照）のうち、給与所得控除から基礎控除への振替及び給与所得控除の見直しの影響を考慮し、令和2年度以前の総所得金額等については、調整を行っている。

#### イ 営業等所得者分

営業等所得者分については、営業等所得者に係る総所得金額等を、前年の暦年名目GDPから推計した。

まず、第8表の過去10か年の暦年名目GDPと営業等所得者に係る総所得金額等との相関から、回帰方程式 $Y = aX + b$ 、 $a = 4,827.190089$ 、 $b = \Delta 1,526,850,799$ を得る。Xに令和7年の暦年名目GDPの推計値として630,136.5を代入し、令和8年度の営業等所得者に係る総所得金額等1,514,937,869千円を算出した。

第8表 総所得金額等（営業等所得者分）見込

年度(N)	前年(N-1年)暦年名目GDP		総所得金額等 (千円)
	(西暦)	(十億円)	
平成28年度	2015年	538,032.3	993,987,334
平成29年度	2016年	544,364.6	1,027,283,555
平成30年度	2017年	553,073.0	1,048,724,245
平成元年度	2018年	556,630.1	1,091,084,187
令和2年度	2019年	557,910.8	1,042,640,670
令和3年度	2020年	539,284.5	1,110,254,342
令和4年度	2021年	550,074.3	1,419,123,537
令和5年度	2022年	557,227.0	1,276,607,803
令和6年度	2023年	592,848.2	1,335,374,184
令和7年度	2024年	608,398.9	1,408,267,783
令和8年度	2025年	630,136.5	<b>1,514,937,869</b>

#### ウ 給与・営業等所得者以外分

給与・営業等所得者以外分については、前年の給与・営業等以外の所得者に係る総所得金額等に、第5表の納税義務者前年比伸び率である1.3%を乗じ、令和8年度の給与・営業等以外の所得者に係る総所得金額等4,453,050,323千円を算出した。

以上を合算し、令和8年度の総所得金額等を30,130,939,492千円と算定した。

## (2) 課税標準額

令和8年度の総合課税分の所得控除については、第9表のとおり、合計△7,617,287,267千円と算定した。

第9表 総合課税分の所得控除見込額

(単位：千円)

所得控除の種類	所得控除の額
雑 損 控 除	△ 323,460
医 療 費 控 除	△ 248,619,998
社 会 保 険 料 控 除	△ 4,095,847,034
小 規 模 企 業 共 済 等 掛 金 控 除	△ 175,618,038
生 命 保 険 料 控 除	△ 160,779,592
地 震 保 険 料 控 除	△ 11,965,176
障 害 者 控 除	△ 47,226,386
寡 婦 ・ ひ と り 親 ・ 勤 労 学 生 控 除	△ 24,656,586
配 偶 者 ・ 配 偶 者 特 別 控 除	△ 213,769,104
扶 養 控 除	△ 258,046,176
基 礎 控 除	△ 2,380,435,717
合 計	△ 7,617,287,267

(1)で算定した総所得金額等と総合課税分の所得控除額を合算した後、分離課税分の課税標準額から控除された所得控除額を前年並の8,382,777千円と推計し更に合算し、令和8年度の課税標準額は、22,522,035,002千円と算定した。

## (3) 課税標準額の普通徴収・特別徴収への按分

(2)で算定した課税標準額について、特別徴収に係る割合を過去の傾向等から0.7530472と算定し、これに乗じて特別徴収に係る課税標準額16,960,155,397千円を算出し、差引き5,561,879,605千円を普通徴収に係る課税標準額と算出した。

## (4) 普通徴収・総合課税分(所得割)

(3)で算定した課税標準額5,561,879,605千円に、税率(6%)、第3表の決算補正率1.0756887を乗じ、令和8年度の普通徴収・総合課税分(所得割)調定見込額は358,971,062千円と算定した。

## (5) 特別徴収・総合課税分(所得割)

(3)で算定した課税標準額16,960,155,397千円に、税率(6%)、第3表の決算補正率0.9807994を乗じ、令和8年度の特別徴収・総合課税分(所得割)現年度課税分の調定見込額は998,070,614千円と算定した。

この調定見込額は令和8年度の現年度課税分であるが、個人住民税の特別徴収においては、通常、年税額を6月から翌年5月までの12回に分けて徴収するため、令和8年度の収入となるのは、そのうちの10か月分である。そこで、当該年度の収入となるべき金額を次のように調整した。

$$998,070,614 \text{ 千円} \times \frac{10}{12} + 152,722,770 \text{ 千円} = 984,448,282 \text{ 千円}$$

前年度課税分※

※ 前年度課税分は、「令和7年度市町村税課税状況等の調」による特別徴収・総合課税分(所得割)の課税標準額15,944,789,958千円に、税率(6%)、第3表の決算補正率0.9578224を乗じて、令和7年度の調定見込額を算出した後、令和8年度中の収入となる2か月分として2/12を乗じて算出した。

その結果、令和8年度の特別徴収・総合課税分（所得割）調定見込額は984,448,282千円と算定した。

#### 4 普通徴収・総合課税分（均等割）

普通徴収・総合課税分（均等割）については、納税義務者数に税率、決算補正率を乗じることにより算定した。

第6表の普通徴収・総合課税分、均等割を納める者の納税義務者数1,785,666人に、家屋敷課税分17,682人を加えた1,803,348人に、税率3,000円、第3表の決算補正率1.1053722を乗じ、令和8年度の普通徴収・総合課税分（均等割）調定見込額は5,980,112千円と算定した。

#### 5 特別徴収・総合課税分（均等割）

特別徴収・総合課税分（均等割）については、納税義務者数に税率、決算補正率を乗じることにより算定した。

第6表の特別徴収・総合課税分、均等割を納める者の納税義務者数4,064,160人に、税率3,000円、第3表の決算補正率0.9707688を乗じ、令和8年度の特別徴収・総合課税分（均等割）現年度課税分の調定見込額は11,836,079千円と算定した。

この現年度課税分調定見込額を、「3(5) 特別徴収・総合課税分（所得割）」と同様、次のように調整した。

$$11,836,079 \text{ 千円} \times \frac{10}{12} + 1,860,762 \text{ 千円} = 11,724,161 \text{ 千円}$$

前年度課税分※

※ 前年度課税分は、「令和7年度市町村税課税状況等の調」による特別徴収・総合課税分（均等割）の納税義務者数3,990,240人に、税率3,000円、第3表の決算補正率0.9326566を乗じて、令和7年度の調定見込額を算出した後、令和8年度中の収入となる2か月分として2/12を乗じて算出した。

その結果、令和8年度の特別徴収・総合課税分（均等割）調定見込額は11,724,161千円と算定した。

#### 6 税額控除等

令和8年度の税額控除等については、過去の実績等から、第10表のとおり、合計△136,951,983千円と算定した。

第10表 税額控除等見込額

(単位：千円)

税額控除等の種類		税額控除等の額
税 額 控 除	調 整 控 除	△ 9,550,902
	配 当 控 除	△ 3,633,507
	住宅借入金等特別税額控除	△ 4,090,784
	寄 附 金 税 額 控 除	△ 107,656,916
	外 国 税 額 控 除	△ 750,651
	小 計	△ 125,682,760
税 額 調 整 額		△ 22,955
配 当 割 額 控 除		△ 4,894,054
株 式 等 譲 渡 所 得 割 額 控 除		△ 6,323,958
減 免 税 額		△ 28,256
合 計		△ 136,951,983

## 7 譲渡所得等・分離課税分

土地建物等の長期譲渡所得、短期譲渡所得、一般・上場株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る配当所得等及び先物取引に係る雑所得等の5種類の所得に係る特別区民税については、総合課税分と区別し、譲渡所得等・分離課税分と区分している。

令和8年度の譲渡所得等・分離課税分については、第11表のとおり、156,125,369千円と算定した。

第11表 譲渡所得等・分離課税分

(単位：千円)

分離課税の種類	調定見込額
分離長期譲渡所得金額に係るもの	50,199,370
分離短期譲渡所得金額に係るもの	2,232,827
一般・上場株式等に係る譲渡所得等の金額に係るもの	98,557,290
上場株式等の配当所得等の金額に係るもの	3,868,672
先物取引に係る雑所得等の金額に係るもの	1,267,210
合計	156,125,369

## 8 退職所得・分離課税分

退職所得に係る特別区民税については、その所得の性格から、他の所得と分離して所得の発生した年に課税する、現年分離課税主義をとっているため、総合課税分と区別し、退職所得・分離課税分として区分している。

退職所得・分離課税分は、前年度の4月から6月までの調定額と、過去の決算調定額までの伸び率を用いて、決算調定見込額を推計し、同値を調定見込額とし、令和8年度の退職所得・分離課税分は、17,378,890千円と算定した。

## 9 税制改正影響額

令和8年度の税制改正影響額は、令和7年度税制改正「物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応」(第16章第1節11第40表を参照)による影響額として△3,039,120千円を計上した。

## 10 過年度分

過年度分の特別区民税調定見込額については、前年度の特別区民税現年度分調定額と過年度分調定額との比(出現率)を用いて算定した。

前年度調定額として令和7年度特別区民税現年度分調定見込額を1,308,262,304千円とし、これに第12表の出現率0.00698を乗じて、令和8年度の過年度分の調定見込額は9,131,671千円と算定した。

第12表 特別区民税過年度分 出現率算出表

(単位：千円)

現年度分調定額		過年度分調定額		出現率
A		B		B/A
令和2年度	1,063,009,673	令和3年度	6,549,781	0.0062
令和3年度	1,063,884,611	令和4年度	8,068,489	0.0076
令和4年度	1,117,291,066	令和5年度	7,537,086	0.0067
令和5年度	1,144,053,174	令和6年度	8,171,707	0.0071
令和6年度	1,166,325,695	令和7年度	8,561,892	0.0073
令和7年度	1,308,262,304	令和8年度	<b>9,131,671</b>	※5か年平均 0.00698

## 第2節 軽自動車税

### 1 環境性能割

軽自動車税環境性能割は、令和8年3月31日をもって廃止されるが、令和8年2～3月分に取得された車両に係る税収が令和8年度に都道府県から区市町村に払い込まれる（第16章第1節12第47表を参照）。

令和8年度の環境性能割の収入見込額は、環境性能割全国収入見込額4,600百万円に特別区収入割合0.0151972を乗じた結果、69,907千円と算定した。

### 2 軽自動車税

自動車関係諸税の見直しに伴い、従前の軽自動車税種別割を軽自動車税とした（第16章第1節12第47表を参照）。軽自動車税の収入見込額については、過去の課税台数から令和8年度の車種別課税台数を推計し、税率を乗じた調定見込額に、決算補正率（0.998628）と標準徴収率97%を乗じることで算定した。

その結果、令和8年度の軽自動車税の収入見込額を、4,492,078千円と算定した。

第13表 軽自動車税調定見込額

（単位：台、%、千円）

区 分	令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		平均 伸率	令和8年度 台数見込	税率 円	調定額 見込		
	台数	対前年度比	台数	対前年度比	台数	対前年度比	台数	対前年度比						
原動機付自転車	第一種 一般原付 (50cc以下)	160,815	98.6	156,059	97.0	150,284	96.3	144,554	96.2	97.0	140,217	2,000	280,434	
	第一種 一般原付 (50超125cc以下 出力4.0kW以下)	—	—	—	—	—	—	0	—	0.0	0	2,000	0	
	第一種 特定原付	—	—	—	—	7,056	—	17,620	249.7	—	17,620	2,000	35,240	
	第二種 乙	16,113	97.3	15,676	97.3	15,249	97.3	14,729	96.6	97.1	14,302	2,000	28,604	
	第二種 甲	114,318	102.1	115,452	101.0	116,409	100.8	116,908	100.4	101.1	118,194	2,400	283,666	
	ミニカー	9,546	103.8	9,854	103.2	10,268	104.2	10,673	103.9	103.8	11,079	3,700	40,992	
軽自動車	二輪車 (側車付含)		100,425	101.1	100,624	100.2	100,698	100.1	99,598	98.9	100.1	99,698	3,600	358,913
	三輪車		35	94.6	36	102.9	35	97.2	34	97.1	—	34	複数税率	153
	四輪	乗用	39	100.0	172	441.0	456	265.1	683	149.8	—	683	複数税率	4,900
		貨物	190,774	101.2	194,613	102.0	198,069	101.8	200,330	101.1	101.5	203,335	複数税率	2,206,439
		乗用	26,298	103.2	26,970	102.6	27,128	100.6	27,208	100.3	101.7	27,671	複数税率	105,629
		貨物	108,494	99.3	108,397	99.9	108,146	99.8	107,591	99.5	99.6	107,161	複数税率	551,234
	専ら雪上		2	100.0	1	50.0	1	100.0	1	100.0	—	1	3,600	4
小型特殊	農耕作業用	488	99.6	481	98.6	478	99.4	493	103.1	100.2	494	2,400	1,186	
	その他	14,105	98.4	13,890	98.5	13,697	98.6	13,544	98.9	98.6	13,354	5,900	78,789	
二輪の小型自動車		98,683	103.8	101,881	103.2	104,766	102.8	106,988	102.1	103.0	110,198	6,000	661,188	
計		840,135	100.8	844,106	100.5	852,740	101.0	860,954	101.0	—	864,041	—	<b>4,637,371</b>	

※ 令和7年度までは軽自動車税種別割

※ 原動機付自転車については、二輪車の車両区分の見直し（第16章第1節11第42表を参照）に伴い、令和7年度より区分変更。従前の「50cc以下」、「特定小型（電動キックボード）」、「50超90cc以下」及び「90cc超」の区分は、それぞれ「第一種 一般原付(50cc以下)」、「第一種 特定原付」、「第二種 乙」及び「第二種 甲」としている。

なお、軽自動車（三輪・四輪）については、平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けるものは新税率が適用されること、平成28年度分より最初の新規検査から13年を経過したものについて重課税率が適用されること、及び令和6年度分はグリーン化特例（軽課）が適用されることから、複数の税率が適用されている（グリーン化特例（軽課）は、第16章第1節4第29表、7第35表及び9第38表を参照）。

### 第3節 特別区たばこ税

特別区たばこ税については、令和8年度の売渡本数の推計に税率を乗じることにより算定した額に、令和7年度税制改正「加熱式たばこの課税方式の見直し」（第16章第1節11第43表を参照）による影響額を合算することにより算定した。

令和8年度売渡本数は、直近のたばこの売渡本数実績により令和7年度の売渡本数を推計し、令和7年度の売渡本数の対前年度増減率を令和8年度の対前年度増減率と見込み、12,223,630千本と推計した（第14表のとおり）。

この令和8年度売渡本数の推計に税率6.552千円/千本を乗じた額に、税制改正影響額として、総務省の増減収見込額を基に推計した546,560千円を合算した結果、令和8年度の特別区たばこ税の収入見込額は、80,635,784千円と算定した。

第14表 令和8年度たばこ売渡本数推計

(単位：千本、%)

年度	たばこ売渡本数	対前年増減率
平成29年度	14,845,689	△ 5.07
平成30年度	14,192,595	△ 4.40
令和元年度	13,436,437	△ 5.33
令和2年度	11,760,522	△ 12.47
令和3年度	11,751,135	△ 0.08
令和4年度	12,081,575	2.81
令和5年度	12,494,852	3.42
令和6年度	12,182,175	△ 2.50
令和7年度	12,202,885	0.17
令和8年度	<b>12,223,630</b>	0.17

$$\begin{array}{rcll}
 \text{令和8年度} & & & \\
 \text{たばこ売渡本数} & & \text{税率} & \text{税制改正影響額} \\
 12,223,630 \text{ 千本} & \times & 6.552 \text{ 千円/千本} & + 546,560 \text{ 千円} = 80,635,784 \text{ 千円}
 \end{array}$$

### 第4節 鉱産税

鉱産税の収入見込額は、0円と算定した。

### 第3章 利子割交付金

利子割交付金は、都民税利子割収入額の0.594(0.99×0.6)に相当する額が区市町村へ交付される。

令和8年度の利子割交付金の収入見込額は、利子割区市町村交付見込額14,460,930千円に特別区交付割合0.776を乗じた結果、11,221,682千円と算定した。なお、令和8年度税制改正により、交付金の原資となる道府県民税利子割に清算制度が導入される(第16章第2節12第65表を参照)。

$$\begin{array}{r} \text{都 民 税 利 子 割} \\ \text{区 市 町 村 交 付 見 込 額} \quad \text{特別区交付割合} \\ 14,460,930 \text{ 千円} \quad \times \quad 0.776 = 11,221,682 \text{ 千円} \end{array}$$

### 第4章 配当割交付金

配当割交付金は、都民税配当割収入額の0.594(0.99×0.6)に相当する額が区市町村へ交付される。

令和8年度の配当割交付金の収入見込額は、配当割区市町村交付見込額44,781,660千円に特別区交付割合0.774を乗じた結果、34,661,005千円と算定した。

$$\begin{array}{r} \text{都 民 税 配 当 割} \\ \text{区 市 町 村 交 付 見 込 額} \quad \text{特別区交付割合} \\ 44,781,660 \text{ 千円} \quad \times \quad 0.774 = 34,661,005 \text{ 千円} \end{array}$$

### 第5章 株式等譲渡所得割交付金

株式等譲渡所得割交付金は、都民税株式等譲渡所得割収入額の0.594(0.99×0.6)に相当する額が区市町村へ交付される。

令和8年度の株式等譲渡所得割交付金の収入見込額は、株式等譲渡所得割区市町村交付見込額89,992,188千円に特別区交付割合0.774を乗じた結果、69,653,954千円と算定した。

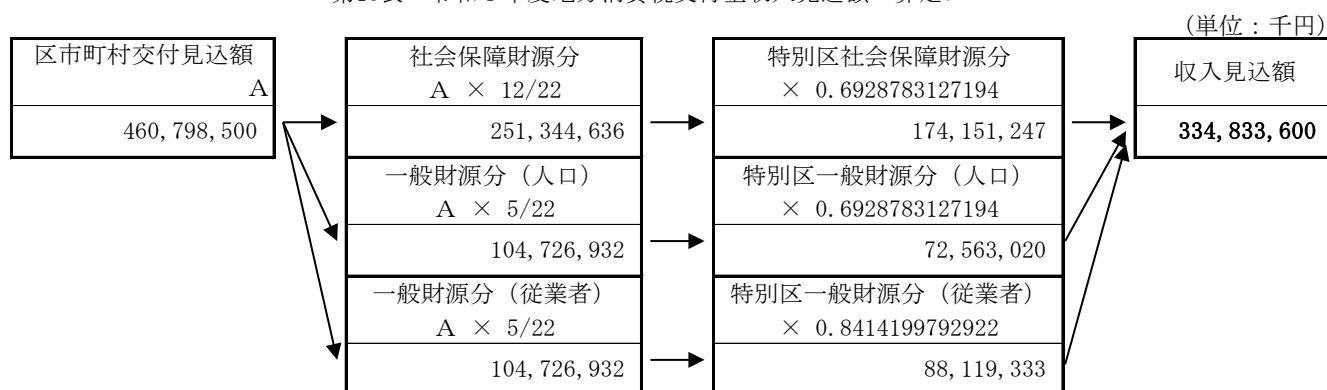
$$\begin{array}{r} \text{都 民 税 株 式 等 譲 渡 所 得 割} \\ \text{区 市 町 村 交 付 見 込 額} \quad \text{特別区交付割合} \\ 89,992,188 \text{ 千円} \quad \times \quad 0.774 = 69,653,954 \text{ 千円} \end{array}$$

## 第6章 地方消費税交付金

地方消費税交付金は、地方消費税の収入額から、国への徴収取扱費を控除し、都道府県清算額を加算し又は減額した後の額の2分の1に相当する額が区市町村へ交付される(地方消費税交付金の按分基準等については、第16章第2節1第49表を参照)。

令和8年度の地方消費税交付金の収入見込額は、第15表のとおり、区市町村交付見込額460,798,500千円を、社会保障財源分251,344,636千円、一般財源分(人口)104,726,932千円及び一般財源分(従業者)104,726,932千円に区分し、社会保障財源分と一般財源分(人口)に特別区人口シェア0.6928783127194を、一般財源分(従業者)に特別区従業者数シェア0.8414199792922をそれぞれ乗じた後に合算して、合計334,833,600千円と算定した。

第15表 令和8年度地方消費税交付金収入見込額 算定フロー



(特別区シェアの算出)

人口は令和2年度国勢調査、従業者数は令和3年度経済センサス活動調査による。

(令和7年12月交付時の基礎数値)

東京都人口 B	特別区人口 b	特別区人口シェア b/B
14,047,598	9,733,276	<b>0.6928783127194</b>
東京都従業者数 C	特別区従業者数 c	特別区従業者数シェア c/C
10,093,781	8,493,109	<b>0.8414199792922</b>

## 第7章 ゴルフ場利用税交付金

ゴルフ場利用税交付金は、ゴルフ場所在の区市町村に対して、当該区市町村に所在するゴルフ場に係るゴルフ場利用税収入額の10分の7に相当する額が交付される。

令和8年度のゴルフ場利用税交付金の収入見込額は、ゴルフ場利用税区市町村交付見込額455,000千円に特別区交付割合0.108を乗じた結果、49,140千円と算定した。

$$\begin{array}{l}
 \text{ゴ ル フ 場 利 用 税} \\
 \text{区 市 町 村 交 付 見 込 額} \quad \text{特別区交付割合} \\
 455,000 \text{ 千円} \quad \times \quad 0.108 \quad = \quad 49,140 \text{ 千円}
 \end{array}$$

## 第8章 環境性能割交付金

環境性能割交付金については、交付金の原資となる自動車税環境性能割が令和8年3月31日をもって廃止となることから（第16章第2節12第66表を参照）、令和7年度をもって算定を終了した。

## 第9章 地方特例交付金

令和8年度の地方特例交付金の収入見込額は、10,534,840千円と算定した。算定額の内訳は、住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金4,843,903千円、地方揮発油譲与税減収補填特例交付金452,469千円、自動車税減収補填特例交付金4,923,886千円、軽自動車税減収補填特例交付金314,582千円である。

### 第1節 住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金

個人住民税における住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の実施に伴う地方公共団体の減収分を補填するため、平成20年度から地方特例交付金が交付されている。

令和8年度の住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金の収入見込額は、住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金全国交付見込額165,300百万円に特別区交付割合0.02930371を乗じた結果、4,843,903千円と算定した。

$$\begin{array}{l} \text{住宅借入金等特別税額控除} \\ \text{減収補填特例交付金} \\ \text{全国交付見込額} \end{array} \quad \begin{array}{l} \text{特別区交付割合} \\ \\ \end{array} \\ 165,300 \text{ 百万円} \quad \times \quad 0.02930371 \quad = \quad 4,843,903 \text{ 千円}$$

第16表 特別区交付割合（1）

年 度	住宅借入金等特別税額控除 減収補填特例交付金
	特別区交付割合
令和3年度	0.03155868
令和4年度	0.03092831
令和5年度	0.02926817
令和6年度	0.02777068
令和7年度	0.02699270
令和8年度	<b>0.02930371</b>

※ 令和3年度においては個人住民税減収補填特例交付金の特別区交付割合

※ 令和4年度及び令和5年度においては地方特例交付金の特別区交付割合

## 第2節 地方揮発油譲与税減収補填特例交付金

地方揮発油税の当分の間税率（暫定税率）は、令和7年12月をもって廃止された。これに伴う地方公共団体の減収分を補填するため、地方揮発油譲与税減収補填特例交付金が交付される（第16章第2節11第64表を参照）。

令和8年度の地方揮発油譲与税減収補填特例交付金の収入見込額は、地方揮発油譲与税減収補填特例交付金全国交付見込額29,600百万円に特別区交付割合0.0152861058を乗じた結果、452,469千円と算定した。

$$\begin{array}{r} \text{地方揮発油譲与税減収補填} \\ \text{特例交付金} \\ \text{全国交付見込額} \end{array} \quad \begin{array}{r} \text{特別区交付割合} \\ \\ \end{array} \\ 29,600 \text{ 百万円} \quad \times \quad 0.0152861058 \quad = \quad 452,469 \text{ 千円}$$

## 第3節 自動車税減収補填特例交付金

自動車税環境性能割は、令和8年3月31日をもって廃止される。これに伴う地方公共団体の減収分を補填するため、自動車税減収補填特例交付金が交付される（第16章第2節12第66表を参照）。

令和8年度の自動車税減収補填特例交付金の収入見込額は、自動車税減収補填特例交付金全国交付見込額168,500百万円に特別区交付割合0.0292218753を乗じた結果、4,923,886千円と算定した。

$$\begin{array}{r} \text{自動車税減収補填} \\ \text{特例交付金} \\ \text{全国交付見込額} \end{array} \quad \begin{array}{r} \text{特別区交付割合} \\ \\ \end{array} \\ 168,500 \text{ 百万円} \quad \times \quad 0.0292218753 \quad = \quad 4,923,886 \text{ 千円}$$

## 第4節 軽自動車税減収補填特例交付金

軽自動車税環境性能割は、令和8年3月31日をもって廃止される。これに伴う地方公共団体の減収分を補填するため、軽自動車税減収補填特例交付金が交付される（第16章第1節12第47表を参照）。

令和8年度の軽自動車税減収補填特例交付金の収入見込額は、軽自動車税減収補填特例交付金全国交付見込額20,700百万円に特別区交付割合0.0151972を乗じた結果、314,582千円と算定した。

$$\begin{array}{r} \text{軽自動車税減収補填} \\ \text{特例交付金} \\ \text{全国交付見込額} \end{array} \quad \begin{array}{r} \text{特別区交付割合} \\ \\ \end{array} \\ 20,700 \text{ 百万円} \quad \times \quad 0.0151972 \quad = \quad 314,582 \text{ 千円}$$

## 第10章 地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税

### 第1節 地方揮発油譲与税

令和8年度の地方揮発油譲与税の収入見込額は、地方揮発油譲与税全国譲与見込額178,000百万円に区市町村譲与率0.42及び特別区譲与割合0.0363192を乗じた結果、2,715,223千円と算定した。

地方揮発油譲与税

全国譲与見込額 区市町村譲与率 特別区譲与割合

$$178,000 \text{ 百万円} \times 0.42 \times 0.0363192 = 2,715,223 \text{ 千円}$$

### 第2節 自動車重量譲与税

令和8年度の自動車重量譲与税の収入見込額は、自動車重量譲与税全国譲与見込額317,200百万円に区市町村譲与率431分の407及び特別区譲与割合0.0363185を乗じた結果、10,878,731千円と算定した。

自動車重量譲与税

全国譲与見込額 区市町村譲与率 特別区譲与割合

$$317,200 \text{ 百万円} \times \frac{407}{431} \times 0.0363185 = 10,878,731 \text{ 千円}$$

第17表 特別区譲与割合（1）

年 度	地方揮発油譲与税	自動車重量譲与税
	特別区譲与割合	特別区譲与割合
令和3年度	0.0359238	0.0359233
令和4年度	0.0365142	0.0365134
令和5年度	0.0363737	0.0363732
令和6年度	0.0363955	0.0363946
令和7年度	(6月譲与分)	(6月譲与分)
	0.0363886	0.0363881
令和8年度	<b>0.0363192</b>	<b>0.0363185</b>

## 第 11 章 航空機燃料譲与税

令和 8 年度の航空機燃料譲与税の収入見込額は、航空機燃料譲与税全国譲与見込額 14,500 百万円に区市町村譲与率 0.8 及び特別区譲与割合 0.0707122 を乗じた結果、820,262 千円と算定した。

航空機燃料譲与税

全国譲与見込額 区市町村譲与率 特別区譲与割合

14,500 百万円 × 0.8 × 0.0707122 = 820,262 千円

第18表 特別区譲与割合（2）

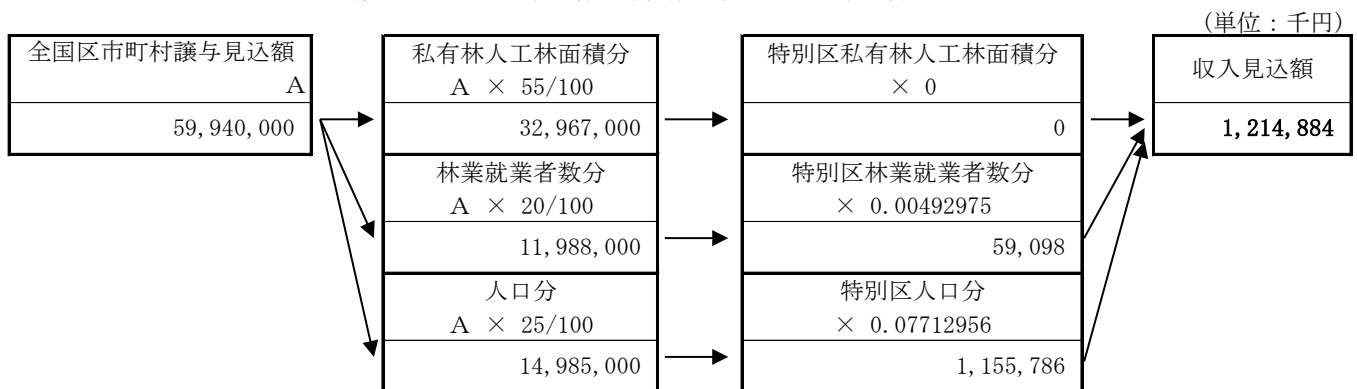
年 度	航空機燃料譲与税
	特別区譲与割合
令和 3 年度	0.0654411
令和 4 年度	0.0639072
令和 5 年度	0.0781197
令和 6 年度	0.0753049
令和 7 年度	(9 月譲与分) 0.0707881
令和 8 年度	<b>0.0707122</b>

## 第12章 森林環境譲与税

令和8年度の森林環境譲与税の収入見込額は、第19表のとおり、森林環境譲与税全国譲与見込額 66,600 百万円に区市町村譲与率 10 分の 9 を乗じて得た 59,940 百万円を、私有林人工林面積を譲与基準とするもの 32,967,000 千円、林業就業者数を譲与基準とするもの 11,988,000 千円、人口を譲与基準とするもの 14,985,000 千円に区分し、それぞれの特別区シェア 0、0.00492975、0.07712956 を乗じた後に合算して、1,214,884 千円と算定した。

森 林 環 境 譲 与 税  
全 国 譲 与 見 込 額      区市町村譲与率  
66,600 百万円      ×      9/10      =      59,940 百万円

第19表 令和8年度森林環境譲与税収入見込額 算定フロー



(特別区シェアの算出)

私有林人工林面積、林業就業者数及び人口は、令和7年度9月期譲与時の基礎数値である。

(単位：ha、人)

全国私有林人工林面積	特別区私有林人工林面積	特別区私有林人工林面積シェア
B	b	b / B
5,797,607	0	0
全国林業就業者数	特別区林業就業者数	特別区林業就業者数シェア
C	c	c / C
60,855	300	0.00492975
全国人口	特別区人口	特別区人口シェア
D	d	d / D
126,193,845	9,733,276	0.07712956

## 第13章 交通安全対策特別交付金

令和8年度の交通安全対策特別交付金の収入見込額は、交通安全対策特別交付金全国交付見込額 44,533,976 千円に特別区交付割合 0.0204244 を乗じた結果、909,580 千円と算定した。

$$\begin{array}{r} \text{交通安全対策特別交付金} \\ \text{全国交付見込額} \end{array} \quad \begin{array}{r} \text{特別区交付割合} \\ \\ \end{array} \\ 44,533,976 \text{ 千円} \quad \times \quad 0.0204244 \quad = \quad 909,580 \text{ 千円}$$

第20表 特別区交付割合（2）

年 度	交通安全対策特別交付金
	特別区交付割合
令和3年度	0.0188176
令和4年度	0.0195582
令和5年度	0.0206613
令和6年度	0.0214469
令和7年度	(9月交付分) 0.0216379
令和8年度	<b>0.0204244</b>

## 第14章 特別区民税特例加減算額

特別区民税特例加減算額は、三位一体の改革により平成19年度から実施された所得税から個人住民税への税源移譲に伴い、当分の間の措置として設置された項目である。

地方交付税では、税源移譲に伴う財政力格差の拡大に対応するためとして、地方交付税法（昭和25年5月30日法律第211号）附則第7条の2第2項において、当分の間、個人住民税のうち税源移譲に伴う増減収影響額を基準財政収入額に100%算入することとされている。

これを受け、都区財政調整制度においても、特別区民税の算定項目から、総合課税分の所得割に係る税率改正による影響額、税額控除額等のうち調整控除額、退職所得・分離課税分に係る税率改正による影響額の合算を、税源移譲影響見込額として算定している。

令和8年度は、総合課税分所得割の税率改正分として△138,581,216 千円、調整控除分として△9,550,902 千円、退職所得・分離課税分の税率改正分として△1,540,772 千円を算定し、合計△149,672,890 千円に標準徴収率98%を乗じ、税源移譲影響見込額は△146,679,432 千円となった。これに15%を乗じ、令和8年度の特例加減算額を△22,001,915 千円と算定した。

【参考】平成19年度からの税源移譲に伴う個人住民税の税率変更について

改正前		改正後	
課税所得	税率	課税所得	税率
～ 200万円	5%	一 律	10%
200万円超 ～ 700万円	10%		
700万円超 ～	13%		

## 第 15 章 地方消費税交付金特例加算額

地方消費税交付金特例加算額は、平成 26 年 4 月の地方消費税率引上げに伴い、当分の間の措置として設置された項目である。

地方交付税では、税率引上げによる増収分に対応する社会保障給付費の地方負担は、基準財政需要額に全額算入されるべきこと等から、地方交付税法（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 211 号）附則第 7 条の 3 において、当分の間、当該増収分を基準財政収入額に 100%算入することと規定している。

これを受け、都区財政調整制度においても、地方消費税交付金の増収分（社会保障財源分）を基準財政収入額に 100%算入するため、地方消費税交付金特例加算額を算定する。

令和 8 年度は、地方消費税交付金増収分（社会保障財源分）を 174, 151, 247 千円と見込んだ（第 6 章参照）。これに 15%を乗じ、令和 8 年度の地方消費税交付金特例加算額を 26, 122, 687 千円と算定した。

## 第16章 主な税制改正の概要

### 各表における各欄の記載事項

改正項目	改正内容	増減収見込額
①	③	④

- ① 税制改正により影響を受ける特別区の歳入の項目  
 ②③ 税制改正の概要  
 ④ 基準財政収入額算定時に、税制改正による影響額として算出したもののみ記載

### 第1節 特別区税に係る税制改正

- 1 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部改正(平成28年11月28日法律第86号)による税制改正の内容

第21表 令和元年度以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額				
特別区 住民税 住宅借入金等特別税額控除 (消費税率の引上げ時期変更に伴う改正)	消費税率の引上げ時期の変更による所得税の住宅借入金等特別控除の延長に伴い、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除について適用期限(令和元年6月30日)を令和3年12月31日まで2年6か月延長する。 なお、この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。  <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>居住年</th> <th>控除限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年4月～令和3年12月</td> <td>所得税の課税総所得金額等 ×7%(最高13.65万円)</td> </tr> </tbody> </table>	居住年	控除限度額	平成26年4月～令和3年12月	所得税の課税総所得金額等 ×7%(最高13.65万円)	
居住年	控除限度額					
平成26年4月～令和3年12月	所得税の課税総所得金額等 ×7%(最高13.65万円)					

第22表 令和元年10月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
軽自動車税 環境性能割の導入 (消費税率の引上げ時期変更に伴う実施時期の改正)	令和元年10月の消費税率10%への引上げ時に、自動車取得税を廃止するとともに、自動車税及び軽自動車税において、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能割をそれぞれ導入する。 環境性能割は、登録車については自動車税環境性能割として都道府県が課し、軽自動車については軽自動車税環境性能割として区市町村が課す税とする。ただし、軽自動車税環境性能割は、当分の間、都道府県が賦課徴収等を行うものとする。 これに伴い、現行の軽自動車税を軽自動車税種別割とするなど、所要の措置を設ける。  ※ 平成28年度税制改正により平成29年4月1日施行予定とされていたが、消費税率引上げ時期の変更に伴い、実施時期が改正された。	

2 地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成 29 年 3 月 31 日法律第 2 号）による税制改正の内容

第 23 表 令和元年度以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額																																																																										
特別区民税	<p>配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し</p> <p>(1) 控除対象配偶者又は老人控除対象配偶者を有する所得割の納税義務者について適用する配偶者控除の額を次のとおりとする。 なお、合計所得金額が1,000万円を超える所得割の納税義務者については、配偶者控除の適用はできない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">所得割の納税義務者の 合計所得金額</th> <th colspan="2">控除額</th> </tr> <tr> <th>控除対象配偶者</th> <th>老人控除対象配偶者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>900万円以下</td> <td>33万円</td> <td>38万円</td> </tr> <tr> <td>900万円超950万円以下</td> <td>22万円</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>950万円超1,000万円以下</td> <td>11万円</td> <td>13万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を38万円超123万円以下とし、控除額を次のとおりとする。 なお、現行制度と同様に、合計所得金額が1,000万円を超える所得割の納税義務者については、配偶者特別控除の適用はできない。</p> <p>① 合計所得金額900万円以下の所得割の納税義務者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>38万円超90万円以下</td> <td>33万円</td> <td>105万円超110万円以下</td> <td>16万円</td> </tr> <tr> <td>90万円超95万円以下</td> <td>31万円</td> <td>110万円超115万円以下</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>95万円超100万円以下</td> <td>26万円</td> <td>115万円超120万円以下</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超105万円以下</td> <td>21万円</td> <td>120万円超123万円以下</td> <td>3万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 合計所得金額900万円超950万円以下の所得割の納税義務者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>38万円超90万円以下</td> <td>22万円</td> <td>105万円超110万円以下</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>90万円超95万円以下</td> <td>21万円</td> <td>110万円超115万円以下</td> <td>8万円</td> </tr> <tr> <td>95万円超100万円以下</td> <td>18万円</td> <td>115万円超120万円以下</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超105万円以下</td> <td>14万円</td> <td>120万円超123万円以下</td> <td>2万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 合計所得金額950万円超1,000万円以下の所得割の納税義務者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>38万円超95万円以下</td> <td>11万円</td> <td>110万円超115万円以下</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>95万円超100万円以下</td> <td>9万円</td> <td>115万円超120万円以下</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超105万円以下</td> <td>7万円</td> <td>120万円超123万円以下</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超110万円以下</td> <td>6万円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 配偶者控除、配偶者特別控除の見直しによる令和元年度以降の個人住民税の減収額については、全額国費で補填する。</p>	所得割の納税義務者の 合計所得金額	控除額		控除対象配偶者	老人控除対象配偶者	900万円以下	33万円	38万円	900万円超950万円以下	22万円	26万円	950万円超1,000万円以下	11万円	13万円	配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額	38万円超90万円以下	33万円	105万円超110万円以下	16万円	90万円超95万円以下	31万円	110万円超115万円以下	11万円	95万円超100万円以下	26万円	115万円超120万円以下	6万円	100万円超105万円以下	21万円	120万円超123万円以下	3万円	配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額	38万円超90万円以下	22万円	105万円超110万円以下	11万円	90万円超95万円以下	21万円	110万円超115万円以下	8万円	95万円超100万円以下	18万円	115万円超120万円以下	4万円	100万円超105万円以下	14万円	120万円超123万円以下	2万円	配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額	38万円超95万円以下	11万円	110万円超115万円以下	4万円	95万円超100万円以下	9万円	115万円超120万円以下	2万円	100万円超105万円以下	7万円	120万円超123万円以下	1万円	105万円超110万円以下	6万円			<p>千円 (令和元年度) △ 1,357,808  (平年度) △ 1,548,600</p>
	所得割の納税義務者の 合計所得金額		控除額																																																																									
		控除対象配偶者	老人控除対象配偶者																																																																									
	900万円以下	33万円	38万円																																																																									
	900万円超950万円以下	22万円	26万円																																																																									
	950万円超1,000万円以下	11万円	13万円																																																																									
	配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額																																																																								
	38万円超90万円以下	33万円	105万円超110万円以下	16万円																																																																								
	90万円超95万円以下	31万円	110万円超115万円以下	11万円																																																																								
	95万円超100万円以下	26万円	115万円超120万円以下	6万円																																																																								
100万円超105万円以下	21万円	120万円超123万円以下	3万円																																																																									
配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額																																																																									
38万円超90万円以下	22万円	105万円超110万円以下	11万円																																																																									
90万円超95万円以下	21万円	110万円超115万円以下	8万円																																																																									
95万円超100万円以下	18万円	115万円超120万円以下	4万円																																																																									
100万円超105万円以下	14万円	120万円超123万円以下	2万円																																																																									
配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額																																																																									
38万円超95万円以下	11万円	110万円超115万円以下	4万円																																																																									
95万円超100万円以下	9万円	115万円超120万円以下	2万円																																																																									
100万円超105万円以下	7万円	120万円超123万円以下	1万円																																																																									
105万円超110万円以下	6万円																																																																											

3 地方税法等の一部を改正する法律(平成30年3月31日法律第3号)による税制改正の内容

第24表 平成30年10月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額																									
特別区 たばこ 税	(1) 税率を平成30年10月1日から3段階で引き上げる。  (税率は千本当たり)	千円 (1) (平成30年度) 1,921,446 (2) (平成30年度) 613,390																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施時期</th> <th>地方のたばこ税</th> <th>道府県たばこ税</th> <th>市町村たばこ税</th> <th>国のたばこ税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現行</td> <td>6,122円</td> <td>860円</td> <td>5,262円</td> <td>6,122円</td> </tr> <tr> <td>平成30年10月1日</td> <td>6,622円</td> <td>930円</td> <td>5,692円</td> <td>6,622円</td> </tr> <tr> <td>令和2年10月1日</td> <td>7,122円</td> <td>1,000円</td> <td>6,122円</td> <td>7,122円</td> </tr> <tr> <td>令和3年10月1日</td> <td>7,622円</td> <td>1,070円</td> <td>6,552円</td> <td>7,622円</td> </tr> </tbody> </table>	実施時期	地方のたばこ税	道府県たばこ税	市町村たばこ税	国のたばこ税	現行	6,122円	860円	5,262円	6,122円	平成30年10月1日	6,622円	930円	5,692円	6,622円	令和2年10月1日	7,122円	1,000円	6,122円	7,122円	令和3年10月1日	7,622円	1,070円	6,552円	7,622円	
	実施時期	地方のたばこ税	道府県たばこ税	市町村たばこ税	国のたばこ税																						
	現行	6,122円	860円	5,262円	6,122円																						
	平成30年10月1日	6,622円	930円	5,692円	6,622円																						
	令和2年10月1日	7,122円	1,000円	6,122円	7,122円																						
	令和3年10月1日	7,622円	1,070円	6,552円	7,622円																						
	(2) 「加熱式たばこ」の課税区分を新設した上で、加熱式たばこの「重量」と「価格」を紙巻たばこの本数へ換算する方式とする(平成30年10月1日から5年間かけて段階的に移行する。)																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行の換算方法</th> <th>改正後の換算方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現行</td> <td>現行の換算本数×1.0</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>平成30年10月1日</td> <td>現行の換算本数×0.8</td> <td>新換算本数×0.2</td> </tr> <tr> <td>令和元年10月1日</td> <td>現行の換算本数×0.6</td> <td>新換算本数×0.4</td> </tr> <tr> <td>令和2年10月1日</td> <td>現行の換算本数×0.4</td> <td>新換算本数×0.6</td> </tr> <tr> <td>令和3年10月1日</td> <td>現行の換算本数×0.2</td> <td>新換算本数×0.8</td> </tr> <tr> <td>令和4年10月1日</td> <td>—</td> <td>新換算本数×1.0</td> </tr> </tbody> </table>		現行の換算方法	改正後の換算方法	現行	現行の換算本数×1.0	—	平成30年10月1日	現行の換算本数×0.8	新換算本数×0.2	令和元年10月1日	現行の換算本数×0.6	新換算本数×0.4	令和2年10月1日	現行の換算本数×0.4	新換算本数×0.6	令和3年10月1日	現行の換算本数×0.2	新換算本数×0.8	令和4年10月1日	—	新換算本数×1.0					
		現行の換算方法	改正後の換算方法																								
現行	現行の換算本数×1.0	—																									
平成30年10月1日	現行の換算本数×0.8	新換算本数×0.2																									
令和元年10月1日	現行の換算本数×0.6	新換算本数×0.4																									
令和2年10月1日	現行の換算本数×0.4	新換算本数×0.6																									
令和3年10月1日	現行の換算本数×0.2	新換算本数×0.8																									
令和4年10月1日	—	新換算本数×1.0																									



4 地方税法等の一部を改正する法律(平成 31 年3月 29 日法律第2号)による税制改正の内容

第26表 令和元年10月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
特別区民税 住宅ローン控除の拡充	所得税における住宅借入金等特別控除の拡充に伴い、令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合で消費税率10%が適用される住宅取得等について、控除期間を3年延長（現行10年→13年）し、所得税額から控除しきれない額について、現行制度と同じ控除限度額（所得税の課税総所得金額等×7%（最高13.65万円））の範囲内において、個人住民税額から控除する。	

第27表 令和3年度以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
特別区民税 子どもの貧困に対応するための非課税措置	事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税とする措置を講ずる。  ※ 令和2年度税制改正により見直し（第16章第1節5第30表(3)を参照）	

第28表 令和元年10月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額								
軽自動車税環境性能割 軽自動車税環境性能割の税率の適用区分の見直し及び臨時的軽減	(1) 非課税又は1%もしくは2%の税率の適用区分について見直しを行う。  (2) 令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車について、税率を1%分軽減する特例措置を講ずる。 なお、この措置による減収については、地方特例交付金により全額国費で補填する。  <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>税率</th> <th>臨時的軽減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>1.0%</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>2.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> </tbody> </table>	税率	臨時的軽減	非課税	非課税	1.0%	非課税	2.0%	1.0%	
税率	臨時的軽減									
非課税	非課税									
1.0%	非課税									
2.0%	1.0%									

第29表 令和4年度以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額																				
軽自動車税種別割 グリーン化特例（軽課）の大幅見直し	令和3年度及び令和4年度に新規取得した自家用乗用車に係るグリーン化特例（軽課）の適用対象を、電気自動車等に限定する。  <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">【改正前】</th> <th colspan="2">【改正後】</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>軽減率</th> <th>区分</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車 天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21 規制からNOx10%低減達成)</td> <td>75% 軽減</td> <td>電気自動車 天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21 規制からNOx10%低減達成)</td> <td>75% 軽減</td> </tr> <tr> <td>2020年度基準 +30%達成</td> <td>50% 軽減</td> <td>2020年度基準 +30%達成</td> <td>軽減 なし</td> </tr> <tr> <td>2020年度基準 +10%達成</td> <td>25% 軽減</td> <td>2020年度基準 +10%達成</td> <td>軽減 なし</td> </tr> </tbody> </table> ※ 現行のグリーン化特例（軽課）の適用期限を2年延長する。（令和2年度新規取得分まで）	【改正前】		【改正後】		区分	軽減率	区分	軽減率	電気自動車 天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21 規制からNOx10%低減達成)	75% 軽減	電気自動車 天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21 規制からNOx10%低減達成)	75% 軽減	2020年度基準 +30%達成	50% 軽減	2020年度基準 +30%達成	軽減 なし	2020年度基準 +10%達成	25% 軽減	2020年度基準 +10%達成	軽減 なし	
【改正前】		【改正後】																				
区分	軽減率	区分	軽減率																			
電気自動車 天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21 規制からNOx10%低減達成)	75% 軽減	電気自動車 天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21 規制からNOx10%低減達成)	75% 軽減																			
2020年度基準 +30%達成	50% 軽減	2020年度基準 +30%達成	軽減 なし																			
2020年度基準 +10%達成	25% 軽減	2020年度基準 +10%達成	軽減 なし																			

5 地方税法等の一部を改正する法律(令和2年3月31日法律第5号)による税制改正の内容

第30表 令和3年度以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
特別区住民税 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直し	<p>(1) 未婚のひとり親に対する税制上の措置 現に婚姻をしていない者(寡婦又は寡夫である者を除く。)で生計を一にする子(前年の総所得金額等が48万円以下)を有し、前年の合計所得金額が500万円以下である場合は、「ひとり親控除」(控除額30万円)を適用する。</p> <p>(2) 寡婦(寡夫)控除の見直し ① 扶養親族その他その者と生計を一にする子(前年の総所得金額等が48万円以下)を有する寡婦の要件に、前年の合計所得金額が500万円以下であることを加える。 ② 現行の寡婦控除の特別加算を廃止する。 ③ その者と生計を一にする子(前年の総所得金額等が48万円以下)を有する寡婦(寡夫)に係る寡婦(寡夫)控除の控除額を30万円に引き上げる。</p> <p>(3) 個人住民税の人的非課税の見直し 現行(令和元年度改正後)の寡婦、寡夫、単身児童扶養者(児童扶養手当を受給している18歳以下の児童の父又は母)に対する個人住民税の人的非課税を見直し、上記見直し後のひとり親及び寡婦(ひとり親を除く)を対象とする(前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く)。</p> <p>※ (1)、(2)、(3)のいずれも、住民票の続柄に「夫(未届)」、「妻(未届)」の記載がある者は対象外とする。</p>	千円 (平年度) △37,000

第31表 令和2年10月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額								
特別区たばこ税 軽量の葉巻たばこの課税方式の見直し	<p>軽量の葉巻たばこの課税方式について、令和2年10月1日から2段階で見直しを行う。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>実施時期</th> <th>課税方式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現行</td> <td>葉巻たばこ1gを紙巻たばこ1本に換算</td> </tr> <tr> <td>令和2年10月1日</td> <td>葉巻たばこ(1本当たりの重量が0.7g未満)1本を紙巻たばこ0.7本に換算</td> </tr> <tr> <td>令和3年10月1日</td> <td>葉巻たばこ(1本当たりの重量が1g未満)1本を紙巻たばこ1本に換算</td> </tr> </tbody> </table>	実施時期	課税方式	現行	葉巻たばこ1gを紙巻たばこ1本に換算	令和2年10月1日	葉巻たばこ(1本当たりの重量が0.7g未満)1本を紙巻たばこ0.7本に換算	令和3年10月1日	葉巻たばこ(1本当たりの重量が1g未満)1本を紙巻たばこ1本に換算	
実施時期	課税方式									
現行	葉巻たばこ1gを紙巻たばこ1本に換算									
令和2年10月1日	葉巻たばこ(1本当たりの重量が0.7g未満)1本を紙巻たばこ0.7本に換算									
令和3年10月1日	葉巻たばこ(1本当たりの重量が1g未満)1本を紙巻たばこ1本に換算									

6 地方税法等の一部を改正する法律(令和2年4月30日法律第26号)による税制改正の内容

第32表 令和2年10月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長	<p>軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を6か月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とする。 なお、この措置による減収については、地方特例交付金により全額国費で補填する。</p>	

7 地方税法等の一部を改正する法律(令和3年3月31日法律第7号)による税制改正の内容

第33表 令和3年1月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
特別区民税 住宅ローン控除の特例の延長等	<p>所得税において以下の措置が講じられることに伴い、適用年の各年において、所得税額から控除しきれない額を、現行制度と同じ控除限度額（所得税の課税総所得金額等×7%（最高13.65万円））の範囲内で個人住民税額から控除する。</p> <p>なお、この措置による減収については、地方特例交付金により全額国費で補填する。</p> <p>※ 所得税における措置 控除期間13年の特例の適用期限を延長し、令和4年末までの入居者を対象とするとともに、この延長した部分に限り、合計所得金額1,000万円以下の者について面積要件を緩和する（50㎡以上→40㎡以上）。</p>	

第34表 令和3年4月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
軽自動車税環境性能割の税率区分の見直し及び臨時的軽減の延長	<p>(1) 軽減対象車の割合を現行と同水準としつつ、新たな2030年度燃費基準の下で税率区分を見直す。</p> <p>(2) 軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する臨時的軽減について、適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とする。</p> <p>なお、この措置による減収については、地方特例交付金により全額国費で補填する。</p>	

第35表 令和4年度以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額																																																								
軽自動車税種別割 グリーン化特例（軽課）の見直し	<p>対象の重点化等を行った上で適用期限を2年間延長する。（令和3年度・令和4年度新規取得分）</p> <p>(1) 営業用乗用車</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">【改正前】</th> <th colspan="2">【改正後】</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>軽減率</th> <th>区分</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車</td> <td>75%</td> <td>電気自動車</td> <td>75%</td> </tr> <tr> <td>天然ガス自動車</td> <td>軽減</td> <td>天然ガス自動車</td> <td>軽減</td> </tr> <tr> <td>2020年度基準 +30%達成</td> <td>50%</td> <td>2030年度基準 90%達成</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>2020年度基準 +10%達成</td> <td>25%</td> <td>2030年度基準 70%達成</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>軽減</td> <td></td> <td>軽減</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 軽貨物自動車</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">【改正前】</th> <th colspan="2">【改正後】</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>軽減率</th> <th>区分</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車</td> <td>75%</td> <td>電気自動車</td> <td>75%</td> </tr> <tr> <td>天然ガス自動車</td> <td>軽減</td> <td>天然ガス自動車</td> <td>軽減</td> </tr> <tr> <td>2015年度基準 +35%達成</td> <td>50%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2015年度基準 +15%達成</td> <td>25%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>軽減</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	【改正前】		【改正後】		区分	軽減率	区分	軽減率	電気自動車	75%	電気自動車	75%	天然ガス自動車	軽減	天然ガス自動車	軽減	2020年度基準 +30%達成	50%	2030年度基準 90%達成	50%	2020年度基準 +10%達成	25%	2030年度基準 70%達成	25%		軽減		軽減	【改正前】		【改正後】		区分	軽減率	区分	軽減率	電気自動車	75%	電気自動車	75%	天然ガス自動車	軽減	天然ガス自動車	軽減	2015年度基準 +35%達成	50%			2015年度基準 +15%達成	25%				軽減			
【改正前】		【改正後】																																																								
区分	軽減率	区分	軽減率																																																							
電気自動車	75%	電気自動車	75%																																																							
天然ガス自動車	軽減	天然ガス自動車	軽減																																																							
2020年度基準 +30%達成	50%	2030年度基準 90%達成	50%																																																							
2020年度基準 +10%達成	25%	2030年度基準 70%達成	25%																																																							
	軽減		軽減																																																							
【改正前】		【改正後】																																																								
区分	軽減率	区分	軽減率																																																							
電気自動車	75%	電気自動車	75%																																																							
天然ガス自動車	軽減	天然ガス自動車	軽減																																																							
2015年度基準 +35%達成	50%																																																									
2015年度基準 +15%達成	25%																																																									
	軽減																																																									

8 地方税法等の一部を改正する法律(令和4年3月31日法律第1号)による税制改正の内容

第36表 令和4年1月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額				
特別区 住民税 住宅ローン控除の延長・見直し	<p>所得税における住宅借入金等特別控除の延長・見直しに伴い、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除について適用期限（令和3年12月31日）を令和7年12月31日まで4年延長する。</p> <p>なお、この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>居住年</th> <th>控除限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年1月～令和7年12月</td> <td>所得税の課税総所得金額等 ×5% (最高9.75万円)</td> </tr> </tbody> </table>	居住年	控除限度額	令和4年1月～令和7年12月	所得税の課税総所得金額等 ×5% (最高9.75万円)	
居住年	控除限度額					
令和4年1月～令和7年12月	所得税の課税総所得金額等 ×5% (最高9.75万円)					

9 令和5年度の地方税法等の一部改正(令和5年3月31日法律第1号)による税制改正の内容

第37表 令和6年1月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額																						
軽自動車税 環境性能割 税率区分の見直し	<p>軽自動車税環境性能割について、新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の状況を踏まえ、異例の措置として、現行の税率区分を令和5年12月31日まで据え置くとともに、各税率区分における燃費基準達成度を3年間で段階的に引き上げる。</p> <p><b>【自家用乗用車】</b></p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>税率</th> <th>現行</th> <th>令和6年1月1日以後</th> <th>令和7年4月1日以後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">非課税</td> <td>電気自動車</td> <td>電気自動車</td> <td>電気自動車</td> </tr> <tr> <td>天然ガス自動車</td> <td>天然ガス自動車</td> <td>天然ガス自動車</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1.0%</td> <td>2030年度基準 75%達成</td> <td>2030年度基準 80%達成</td> <td>2030年度基準 80%達成</td> </tr> <tr> <td>2030年度基準 60%達成</td> <td>2030年度基準 70%達成</td> <td>2030年度基準 75%達成</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2.0%</td> <td>2030年度基準 上記以外</td> <td>2030年度基準 上記以外</td> <td>2030年度基準 上記以外</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 営業用乗用車についても、自家用乗用車に準じて税率区分の見直しを行う。</p> <p>※ バス・トラックについても、それぞれの燃費基準に応じた税率区分の見直しを行う。</p>	税率	現行	令和6年1月1日以後	令和7年4月1日以後	非課税	電気自動車	電気自動車	電気自動車	天然ガス自動車	天然ガス自動車	天然ガス自動車	1.0%	2030年度基準 75%達成	2030年度基準 80%達成	2030年度基準 80%達成	2030年度基準 60%達成	2030年度基準 70%達成	2030年度基準 75%達成	2.0%	2030年度基準 上記以外	2030年度基準 上記以外	2030年度基準 上記以外	
税率	現行	令和6年1月1日以後	令和7年4月1日以後																					
非課税	電気自動車	電気自動車	電気自動車																					
	天然ガス自動車	天然ガス自動車	天然ガス自動車																					
1.0%	2030年度基準 75%達成	2030年度基準 80%達成	2030年度基準 80%達成																					
	2030年度基準 60%達成	2030年度基準 70%達成	2030年度基準 75%達成																					
2.0%	2030年度基準 上記以外	2030年度基準 上記以外	2030年度基準 上記以外																					

第38表 令和6年度以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額														
軽自動車税 種別割 グリーン化特例(軽課)の延長	<p>グリーン化特例(軽課)について、適用期限を3年間延長する。(令和5年度から令和7年度新規取得分まで)</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>軽減率</th> <th>適用期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車</td> <td>75%</td> <td rowspan="2">令和7年度取得分まで</td> </tr> <tr> <td>天然ガス自動車</td> <td>軽減</td> </tr> <tr> <td>2030年度基準 90%達成</td> <td>50% 軽減</td> <td>令和7年度取得分まで (営業用乗用車のみ)</td> </tr> <tr> <td>2030年度基準 70%達成</td> <td>25% 軽減</td> <td>令和6年度取得分まで (営業用乗用車のみ)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	軽減率	適用期限	電気自動車	75%	令和7年度取得分まで	天然ガス自動車	軽減	2030年度基準 90%達成	50% 軽減	令和7年度取得分まで (営業用乗用車のみ)	2030年度基準 70%達成	25% 軽減	令和6年度取得分まで (営業用乗用車のみ)	
区分	軽減率	適用期限														
電気自動車	75%	令和7年度取得分まで														
天然ガス自動車	軽減															
2030年度基準 90%達成	50% 軽減	令和7年度取得分まで (営業用乗用車のみ)														
2030年度基準 70%達成	25% 軽減	令和6年度取得分まで (営業用乗用車のみ)														

10 令和6年度の地方税法等の一部改正(令和6年3月30日法律第4号)による税制改正の内容

第39表 令和6・7年度適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
特別区民税 定額減税	<p>令和6年度分の個人住民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の減税を実施する。また、令和7年度分の個人住民税所得割額から、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者に係る減税(1人当たり1万円)を実施する。</p> <p>なお、これらによる個人住民税所得割の減収額は、全額国費で補填する。</p> <p>※ 納税者の合計所得金額が1,805万円(給与収入2,000万円)以下の場合に限る。</p>	<p>千円</p> <p>(令和6年度) △47,629,856</p> <p>(令和7年度) △492,062</p>

11 令和7年度の地方税法等の一部改正(令和7年3月31日法律第7号)による税制改正の内容

第40表 令和8年度以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額																
特別区民税 物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応	<p>(1) 給与所得控除 給与所得控除について、55万円の最低保障額を65万円に引き上げる。</p> <p>(2) 特定親族特別控除 所得割の納税義務者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等(その納税義務者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、前年の合計所得金額が123万円以下であるものに限る。)で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合には、その納税義務者の前年の総所得金額等から次のとおりの控除額を控除する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>親族等の合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>58万円超95万円以下</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>95万円超100万円以下</td> <td>41万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超105万円以下</td> <td>31万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超110万円以下</td> <td>21万円</td> </tr> <tr> <td>110万円超115万円以下</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>115万円超120万円以下</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>120万円超123万円以下</td> <td>3万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 扶養親族等に係る所得要件の引上げ 同一生計配偶者及び扶養親族の前年の合計所得金額要件を58万円以下(現行：48万円以下)に引き上げる</p>	親族等の合計所得金額	控除額	58万円超95万円以下	45万円	95万円超100万円以下	41万円	100万円超105万円以下	31万円	105万円超110万円以下	21万円	110万円超115万円以下	11万円	115万円超120万円以下	6万円	120万円超123万円以下	3万円	<p>千円</p> <p>(令和8年度) △3,039,120</p>
親族等の合計所得金額	控除額																	
58万円超95万円以下	45万円																	
95万円超100万円以下	41万円																	
100万円超105万円以下	31万円																	
105万円超110万円以下	21万円																	
110万円超115万円以下	11万円																	
115万円超120万円以下	6万円																	
120万円超123万円以下	3万円																	

第41表 令和7年1月1日以後適用分

	改正項目	改正内容	増減収見込額															
特別区民税	子育て支援に関する政策税制（住宅ローン控除）	<p>(1) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除</p> <p>① 特例対象個人が、認定住宅等の新築若しくは認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得又は買取再販認定住宅等の取得（以下「認定住宅等の新築等」という。）をして令和7年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）を次のとおりとして本特例の適用ができることとする。</p> <table border="1" data-bbox="512 501 983 631"> <thead> <tr> <th>住宅の区分</th> <th>借入限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定住宅</td> <td>5,000万円</td> </tr> <tr> <td>ZEH水準省エネ住宅</td> <td>4,500万円</td> </tr> <tr> <td>省エネ基準適合住宅</td> <td>4,000万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 認定住宅等の新築又は認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得に係る床面積要件の緩和措置について、令和7年12月31日以前に建築確認を受けた家屋について適用できることとする。</p> <p>（注1）「特例対象個人」とは、個人で、年齢40歳未満であって配偶者を有する者、年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する者又は年齢19歳未満の扶養親族を有する者をいう。以下同じ。</p> <p>（注2）「認定住宅等」とは、認定住宅、ZEH水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅をいい、「認定住宅」とは、認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅をいう。以下同じ。</p> <p>（注3）「買取再販認定住宅等」とは、認定住宅等である既存住宅のうち宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われたものをいう。</p> <p>（注4）上記について、その他の要件等は、現行の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除と同様とする。</p> <p>(2) 東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例</p> <p>① 特例対象個人である住宅被災者が、認定住宅等の新築等をして令和7年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合の再建住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）を次のとおりとして本特例の適用ができることとする。</p> <table border="1" data-bbox="512 1375 983 1505"> <thead> <tr> <th>住宅の区分</th> <th>借入限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定住宅</td> <td rowspan="4">5,000万円</td> </tr> <tr> <td>ZEH水準省エネ住宅</td> </tr> <tr> <td>省エネ基準適合住宅</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>② 上記(1)②と同様の措置を講ずる。</p> <p>（注）上記について、その他の要件等は、現行の東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例と同様とする。</p> <p>なお、(1)(2)ともに、この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。</p>	住宅の区分	借入限度額	認定住宅	5,000万円	ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	省エネ基準適合住宅	4,000万円	住宅の区分	借入限度額	認定住宅	5,000万円	ZEH水準省エネ住宅	省エネ基準適合住宅		
住宅の区分	借入限度額																	
認定住宅	5,000万円																	
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円																	
省エネ基準適合住宅	4,000万円																	
住宅の区分	借入限度額																	
認定住宅	5,000万円																	
ZEH水準省エネ住宅																		
省エネ基準適合住宅																		

第42表 令和7年4月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
軽自動車税種別割 二輪車の車両区分の見直し	原動機付自転車のうち、二輪のもので、総排気量が125cc以下かつ最高出力が4.0kW以下のものに係る軽自動車税種別割の税率を2,000円とする。	

第43表 令和8年4月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額															
特別区たばこ税 加熱式たばこの課税方式の見直し	<p>(1) 加熱式たばこに係る国及び地方のたばこ税の課税標準について、当分の間、次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める方法により換算した紙巻たばこの本数とする。</p> <p>① 紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.35gをもって紙巻たばこの1本に換算する方法                      (注) 1本当たりの重量が0.35g未満のものについては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算することとする。</p> <p>② 上記イ以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2gをもって紙巻たばこの1本に換算する方法                      (注1) 品目ごとの1個当たりの重量が4g未満のものについては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこ20本に換算することとする。                      (注2) 製造たばことみなされる加熱式たばこの喫煙用具で、上記イに掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されることが明らかなもの等については、(注1)を適用しない。</p> <p>(2) 上記(1)の改正は、令和8年4月1日から実施するが、激変緩和等の観点から、その実施時期について次のとおり経過措置を講ずる。</p> <p>① 第一段階 令和8年4月1日                      ② 第二段階 令和8年10月1日</p> <p>(3) 上記(1)の改正に係る上記(2)の実施時期における加熱式たばこの具体的な課税標準は、次のとおり、現行の換算方法により計算した紙巻たばこの本数((3)において「現行の換算本数」という。)及び改正後の換算方法により計算した紙巻たばこの数((3)において「新換算本数」という。)のそれぞれに一定の率を乗じて計算した本数の合計本数とする。</p> <table border="1" data-bbox="504 1592 1240 1771"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>現行の換算方法</th> <th>改正後の換算方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">現行</td> <td>現行の換算本数×1.0</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">改正案</td> <td>第一段階</td> <td>現行の換算本数×0.5</td> <td>新換算本数×0.5</td> </tr> <tr> <td>第二段階</td> <td>—</td> <td>新換算本数×1.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 加熱式たばこの課税標準の算定において、重量から除外されるものの範囲を明確化する。</p>			現行の換算方法	改正後の換算方法	現行		現行の換算本数×1.0	—	改正案	第一段階	現行の換算本数×0.5	新換算本数×0.5	第二段階	—	新換算本数×1.0	千円 (令和8年度) 546,560
		現行の換算方法	改正後の換算方法														
現行		現行の換算本数×1.0	—														
改正案	第一段階	現行の換算本数×0.5	新換算本数×0.5														
	第二段階	—	新換算本数×1.0														

12 令和8年度の地方税法等の一部改正(令和8年3月改正予定分)による税制改正の内容

第44表 令和9年度以後適用分

改正項目		改正内容	増減収見込額
特別区 住民 税	物価上昇局面における基礎控除等の対応	<p>(1) 給与所得控除</p> <p>① 給与所得控除について65万円の最低保障額を69万円に引き上げる。</p> <p>② 令和9年度分及び令和10年度分の個人住民税に係る給与所得控除の最低保障額について、①に加え、5万円引き上げる。</p> <p>(2) 所得税の見直しに伴う所要の措置</p> <p>① 同一生計配偶者及び扶養親族の前年の合計所得金額要件を62万円以下(現行:58万円以下)に引き上げる。</p> <p>② ひとり親の生計を一にする子の前年の総所得金額等の合計額を62万円以下(現行:58万円以下)に引き上げる。</p> <p>③ 勤労学生の前年の合計所得金額要件を89万円以下(現行:85万円以下)に引き上げる。</p>	

第45表 令和10年度以後適用分

改正項目		改正内容	増減収見込額
特別区 住民 税	物価上昇局面における基礎控除等の対応	ひとり親控除について、控除額を33万円(現行:30万円)に引き上げる。	

第46表 令和8年1月1日以後適用分

改正項目		改正内容	増減収見込額				
特別区 住民 税	住宅ローン控除の延長・見直し	<p>所得税における住宅借入金等特別税額控除の延長・見直しに伴い、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除について適用期限(令和7年12月31日)を令和12年12月31日まで延長する。</p> <p>なお、この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">居住年</td> <td style="text-align: center;">控除限度額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和8年1月～令和12年12月</td> <td style="text-align: center;">所得税の課税総所得金額等 ×5%(最高9.75万円)</td> </tr> </table>	居住年	控除限度額	令和8年1月～令和12年12月	所得税の課税総所得金額等 ×5%(最高9.75万円)	
居住年	控除限度額						
令和8年1月～令和12年12月	所得税の課税総所得金額等 ×5%(最高9.75万円)						

第47表 令和8年4月1日以後適用分

改正項目		改正内容	増減収見込額
軽自動車 税	自動車関係諸税の見直し	<p>自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割は、令和8年3月31日をもって廃止する。これに伴い、現行の自動車税種別割を自動車税とし、現行の軽自動車税種別割を軽自動車税とするなど、所要の措置を講ずる。</p> <p>同日までの自動車の取得に対して課する自動車税環境性能割及び同日までの軽自動車の取得に対して課する軽自動車税環境性能割については、なお従前の例によるなど、所要の措置を講ずる。</p> <p>環境性能割の廃止に伴う地方税の減収分については、安定財源を確保するための具体的な方策を検討し、当分の間地方特例交付金により国が全額を補填する。</p>	

## 第2節 その他の特別区の歳入に係る税制改正

- 1 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年8月22日法律第69号。以下「税制抜本改革法(地方)」という。）等の一部を改正する法律（平成28年11月28日法律第86号）による税制改正の内容

※ 地方消費税率の引上げ時期等は、「税制抜本改革法(地方)」の一部改正（平成27年3月31日法律第2号）により平成29年4月1日施行とされていたが、令和元年10月1日に変更された。

第48表 令和元年10月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
地方消費税交付金 地方消費税率の引上げ (時期の変更)	(1) 消費税率10%への引上げ時期を変更し、第49表のとおりとする。  (2) 引上げ分の地方消費税収入（市町村交付金分を含む）については、社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費に充てる。  (3) 引上げ分の地方消費税に係る市町村交付金については、社会保障財源化されることを踏まえ、全額人口により按分して交付する（各年度の交付基準は第49表のとおり）。	

第49表 消費税、地方消費税率と区市町村交付基準の推移

	平成9年4月～	平成26年4月～	平成27年4月～	令和元年		令和2年4月～	令和3年4月～
				～9月	10月～		
国・地方消費税率	5%	8%		10%			
地方消費税	1% 〔消費税額の 100分の25〕	1.7% 〔消費税額の 63分の17〕		2.2% 〔消費税額の 78分の22〕			
うち 区市町村交付分	地方消費税納付額の2分の1						
地方消費税交付金 按分基準	2分の1を人口 2分の1を従業者 数	(社会保障財源分) 12分の2を人口 (一般財源分) 12分の5を人口 12分の5を従業者 数	(社会保障財源分) 17分の7を人口 (一般財源分) 17分の5を人口 17分の5を従業者 数	(社会保障財源分) 21分の11を人口 (一般財源分) 21分の5を人口 21分の5を従業者 数	(社会保障財源分) 22分の12を人口 (一般財源分) 22分の5を人口 22分の5を従業者 数		

第50表 令和元年10月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
地方消費税交付金 消費税の軽減税率の導入 (消費税率の引上げ時期変 更に伴う実施時期の改正)	(1) 令和元年10月から軽減税率制度を導入  (2) 対象品目は、①酒類及び外食を除く飲食料品、②新聞の定期購読料  (3) 軽減税率は8%（国分：6.24%、地方分：1.76%）  (4) 令和5年10月から適格請求書等保存方式を導入。それまでは簡素な方法とするとともに、税額計算の特例を設ける。	

第51表 令和元年10月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
自動車取得税の廃止及び環境性能割の導入 (消費税率の引上げ時期変更に伴う実施時期の改正)	令和元年10月の消費税率10%への引上げ時に、自動車取得税を廃止するとともに、自動車税及び軽自動車税において、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能割をそれぞれ導入する。 都道府県は、自動車税環境性能割について、その税収から徴税に要する経費に相当する額を控除した額の100分の65を区市町村に交付するものとする。交付基準等は、現行の自動車取得税交付金の交付基準等と同一とする。	

第52表 令和元年10月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
地方法人課税の偏在是正 (消費税率の引上げ時期変更に伴う実施時期の改正)	(1) 消費税率10%段階において、地域間の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部を交付税原資化  【法人住民税法人税割】 道府県民税 : 税率 3.2% → 1.0% (△2.2%) 市町村民税 : 税率 9.7% → 6.0% (△3.7%) ※ 令和元年10月1日以降開始の事業年度について適用する。  【地方法人税】 税率 4.4% → 10.3% (+5.9%) ※ 令和元年10月1日以降開始の事業年度について適用する。  (2) 地方法人特別税・譲与税を廃止し、全額法人事業税に還元するとともに、法人事業税の一部を都道府県が市町村に交付する法人事業税交付金を創設 (特別区相当分については、特別区財政調整交付金の財源とされる)  【法人事業税交付金の概要】 ・交付額 : 法人事業税額の5.4% (令和元、2年度は経過措置あり) ・交付基準 : 従業者数(令和2年度～4年度は経過措置あり)	
特別区財政調整交付金		

2 地方税法等の一部を改正する法律(平成31年3月29日法律第2号)による税制改正の内容

第53表 令和元年度以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額								
自動車税環境性能割の税率の適用区分の見直し及び臨時的軽減	(1) 非課税又は1%もしくは2%の税率の適用区分について見直しを行う。  (2) 令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車について、税率を1%分軽減する特例措置を講ずる。 なお、この措置による減収については、地方特例交付金により全額国費で補填する(区市町村交付相当分は区市町村へ直接交付)。  平成31年度税制改正に係る車体課税の見直しに伴う都道府県・市町村間の財源調整のため、自動車税環境性能割交付金に係る交付率を見直す。									
自動車税環境性能割交付金に係る交付率の見直し	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正前</th> <th>令和元～3年度</th> <th>令和4年度～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村への交付率</td> <td>65%</td> <td>47%</td> <td>43%</td> </tr> </tbody> </table>		改正前	令和元～3年度	令和4年度～	市町村への交付率	65%	47%	43%	
	改正前	令和元～3年度	令和4年度～							
市町村への交付率	65%	47%	43%							

3 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年3月29日法律第3号)による税制改正の内容

第54表 令和元年度以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額																
森林環境譲与税	<p>森林環境税(国税、令和6年度から課税)の収入額に相当する額を市町村及び都道府県に対して令和元年度から譲与する。</p> <p>※ 令和5年度までの間は、暫定的に交付税及び譲与税特別会計における借入れにより対応。</p> <p>譲与基準</p> <table border="1" data-bbox="525 609 1291 768"> <tr> <td data-bbox="525 609 667 703">市町村</td> <td data-bbox="667 609 1291 703">総額の9割に相当する額を私有林人口林面積(5/10)、林業就業者数(2/10)、人口(3/10)で按分 ※ 市町村の私有林人口林面積は、林野率により補正</td> </tr> <tr> <td data-bbox="525 703 667 768">都道府県</td> <td data-bbox="667 703 1291 768">総額の1割に相当する額を市町村と同様の基準で按分</td> </tr> </table> <p>令和元年度から令和14年度までの間における森林環境譲与税の市町村及び都道府県への譲与割合は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="525 896 1291 1021"> <thead> <tr> <th data-bbox="525 896 928 925">期間</th> <th data-bbox="928 896 1109 925">市町村</th> <th data-bbox="1109 896 1291 925">都道府県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="525 925 928 954">令和元年度から令和6年度まで</td> <td data-bbox="928 925 1109 954">100分の80</td> <td data-bbox="1109 925 1291 954">100分の20</td> </tr> <tr> <td data-bbox="525 954 928 983">令和7年度から令和10年度まで</td> <td data-bbox="928 954 1109 983">100分の85</td> <td data-bbox="1109 954 1291 983">100分の15</td> </tr> <tr> <td data-bbox="525 983 928 1021">令和11年度から令和14年度まで</td> <td data-bbox="928 983 1109 1021">100分の88</td> <td data-bbox="1109 983 1291 1021">100分の12</td> </tr> </tbody> </table>	市町村	総額の9割に相当する額を私有林人口林面積(5/10)、林業就業者数(2/10)、人口(3/10)で按分 ※ 市町村の私有林人口林面積は、林野率により補正	都道府県	総額の1割に相当する額を市町村と同様の基準で按分	期間	市町村	都道府県	令和元年度から令和6年度まで	100分の80	100分の20	令和7年度から令和10年度まで	100分の85	100分の15	令和11年度から令和14年度まで	100分の88	100分の12	<p>千円 (令和元年度) 362,701</p>
	市町村	総額の9割に相当する額を私有林人口林面積(5/10)、林業就業者数(2/10)、人口(3/10)で按分 ※ 市町村の私有林人口林面積は、林野率により補正																
都道府県	総額の1割に相当する額を市町村と同様の基準で按分																	
期間	市町村	都道府県																
令和元年度から令和6年度まで	100分の80	100分の20																
令和7年度から令和10年度まで	100分の85	100分の15																
令和11年度から令和14年度まで	100分の88	100分の12																

4 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成31年3月29日法律第4号)による税制改正の内容

第55表 令和元年10月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額												
<p>地方法人課税における新たな偏在是正措置</p> <p>特別 区 財 政 調 整 交 付 金</p>	<p>(1) 消費税率10%段階において復元される法人事業税(所得割・収入割)の一部(法人事業税の約3割)を分離し、特別法人事業税(国税)を創設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>課税標準 : 法人事業税(所得割・収入割)の税額(標準税率分)</li> <li>主な税率区分</li> </ul> <table border="1" data-bbox="523 613 1294 898"> <thead> <tr> <th data-bbox="523 613 788 707">主な税率区分</th> <th data-bbox="788 613 1091 707">法人事業税 (所得割・収入割) (復元後) (改正後)</th> <th data-bbox="1091 613 1294 707">特別法人事業税 (創設)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="523 707 788 770">資本金1億円超の 普通法人</td> <td data-bbox="788 707 1091 770">3.6% ⇒ 1%</td> <td data-bbox="1091 707 1294 770">税額の260%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="523 770 788 833">資本金1億円以下の 普通法人等</td> <td data-bbox="788 770 1091 833">9.6% ⇒ 7%</td> <td data-bbox="1091 770 1294 833">税額の37%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="523 833 788 898">収入金額 課税対象法人</td> <td data-bbox="788 833 1091 898">1.3% ⇒ 1%</td> <td data-bbox="1091 833 1294 898">税額の30%</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>賦課徴収 : 都道府県(法人事業税と併せて実施)</li> <li>国への払込み : 税収の全額を交付税及び譲与税配付金特別会計に直接払込み</li> <li>適用期日 : 令和元年10月1日以降に開始する事業年度から適用</li> </ul> <p>(2) 特別法人事業税の収入額を、用途を限定しない一般財源として都道府県に譲与する特別法人事業譲与税を創設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>譲与基準等 : 「人口」を譲与基準とし、不交付団体に譲与制限(※)の仕組みを設ける。 ※ 当初算出額の25%を保障し、残余の75%を譲与しない(財源超過額を上限とする。)</li> <li>譲与開始時期 : 令和2年度</li> </ul> <p>(3) 特別法人事業税の創設に伴い、法人事業税交付金の交付水準に変動が生じないよう、交付率を100分の7.7(現行(※)100分の5.4)に引き上げる。その際、交付金の算定基礎から、法人事業税の超過課税分を除く措置を講ずる。</p> <p>※ 「現行」とは、令和元年10月以降に適用することとされている交付率に関する規定</p>	主な税率区分	法人事業税 (所得割・収入割) (復元後) (改正後)	特別法人事業税 (創設)	資本金1億円超の 普通法人	3.6% ⇒ 1%	税額の260%	資本金1億円以下の 普通法人等	9.6% ⇒ 7%	税額の37%	収入金額 課税対象法人	1.3% ⇒ 1%	税額の30%	
主な税率区分	法人事業税 (所得割・収入割) (復元後) (改正後)	特別法人事業税 (創設)												
資本金1億円超の 普通法人	3.6% ⇒ 1%	税額の260%												
資本金1億円以下の 普通法人等	9.6% ⇒ 7%	税額の37%												
収入金額 課税対象法人	1.3% ⇒ 1%	税額の30%												

5 所得税法等の一部を改正する法律(平成31年3月29日法律第6号)による税制改正の内容

第56表 令和元年度以後適用分

改正項目		改正内容	増減収見込額
自動車重量譲与税	自動車重量税におけるエコカー減税の軽減割合等の見直し	エコカー減税について、軽減割合の引下げや適用対象の縮小等の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。	千円 (令和元年度) 175,657

6 地方税法等の一部を改正する法律(令和2年3月31日法律第5号)による税制改正の内容

第57表 令和2年度以後適用分

改正項目		改正内容	増減収見込額												
森林環境譲与税	森林環境譲与税の見直し	(1) 令和2年度から令和6年度までの森林環境譲与税について、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用することとし、各年度の譲与額を次のとおりとする。	千円 (令和2年度) 408,039 (令和4年度) 226,688												
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">譲与額</th> </tr> <tr> <th>(改正前)</th> <th>(改正後)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度・令和3年度</td> <td>200億円</td> <td>⇒ 400億円</td> </tr> <tr> <td>令和4年度・令和5年度</td> <td>300億円</td> <td>⇒ 500億円</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>森林環境税の収入額に相当する額</td> <td>⇒ 左の額に300億円を加算した額</td> </tr> </tbody> </table>		年度	譲与額		(改正前)	(改正後)	令和2年度・令和3年度	200億円	⇒ 400億円	令和4年度・令和5年度	300億円	⇒ 500億円	令和6年度
年度	譲与額														
	(改正前)	(改正後)													
令和2年度・令和3年度	200億円	⇒ 400億円													
令和4年度・令和5年度	300億円	⇒ 500億円													
令和6年度	森林環境税の収入額に相当する額	⇒ 左の額に300億円を加算した額													
		(2) 森林環境譲与税の市町村及び都道府県への譲与割合を、次のとおりとする。													
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>区市町村</th> <th>都道府県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度・令和3年度</td> <td>20分の17</td> <td>20分の3</td> </tr> <tr> <td>令和4年度・令和5年度</td> <td>25分の22</td> <td>25分の3</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>10分の9</td> <td>10分の1</td> </tr> </tbody> </table>	年度	区市町村	都道府県	令和2年度・令和3年度	20分の17	20分の3	令和4年度・令和5年度	25分の22	25分の3	令和6年度	10分の9	10分の1	
年度	区市町村	都道府県													
令和2年度・令和3年度	20分の17	20分の3													
令和4年度・令和5年度	25分の22	25分の3													
令和6年度	10分の9	10分の1													

7 地方税法等の一部を改正する法律(令和2年4月30日法律第26号)による税制改正の内容

第58表 令和2年10月1日以後適用分

改正項目		改正内容	増減収見込額
環境性能割交付金	自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長	自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を6月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とする。 なお、この措置による減収については、地方特例交付金により全額国費で補填する(区市町村交付相当分は区市町村へ直接交付)。	

第59表 令和3年度以後適用分

改正項目		改正内容	増減収見込額				
特別区財政調整交付金	中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置	<p>厳しい経営環境にある(※)中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の課税標準を2分の1又はゼロとする。</p> <p>※ 令和2年2月～10月までの任意の3か月間の売上高が、前年の同期間と比べて、</p> <table border="1"> <tr> <td>30%以上50%未満減少している者</td> <td>2分の1</td> </tr> <tr> <td>50%以上減少している者</td> <td>ゼロ</td> </tr> </table> <p>適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加える。</p> <p>※ これらの措置に伴う減収については、新たに創設する「新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金」により全額を補填し、同交付金のうち、「固定資産税減収補填特別交付金」については、特別区財政調整交付金の財源とする(令和3年度から令和6年度)。</p>	30%以上50%未満減少している者	2分の1	50%以上減少している者	ゼロ	
	30%以上50%未満減少している者	2分の1					
50%以上減少している者	ゼロ						
生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充							

8 地方税法等の一部を改正する法律(令和3年3月31日法律第7号)による税制改正の内容

第60表 令和3年4月1日以後適用分

改正項目		改正内容	増減収見込額
環境性能割交付金	自動車税環境性能割の税率区分の見直し及び臨時的軽減の延長	<p>(1) 軽減対象車の割合を現行と同水準としつつ、新たな2030年度燃費基準の下で税率区分を見直す。クリーンディーゼル車については、構造要件による非課税の対象から除外した上で、2年間(令和3年4月から令和5年3月まで)の激変緩和措置を講ずる。</p> <p>(2) 自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する臨時的軽減について、適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とする。</p> <p>なお、この措置による減収については、地方特例交付金により全額国費で補填する(区市町村交付相当分は区市町村へ直接交付)。</p>	

第61表 令和3年度以後適用分

改正項目		改正内容	増減収見込額
特別区財政調整交付金	固定資産税(土地)の負担調整措置	令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずる。	
	生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の延長	<p>生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の適用期限を2年延長し、令和5年3月31日までに取得した資産を対象とする。</p> <p>なお、この措置に伴う減収については、「固定資産税減収補填特別交付金」により全額を補填し、特別区財政調整交付金の財源とする(令和3年度から令和8年度までに延長)。</p>	

9 令和5年度の地方税法等の一部改正(令和5年3月31日法律第1号)による税制改正の内容

第62表 令和6年1月1日以後適用分

改正項目		改正内容	増減収見込額
自動車重量税	自動車重量税におけるエコカー税の見直し及び延長	エコカー減税について、新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の状況を踏まえ、異例の措置として、現行制度を令和5年12月31日まで据え置くとともに、各減免区分における燃費基準達成度を段階的に引き上げる。	

10 令和6年度の地方税法等の一部改正(令和6年3月30日法律第4号)による税制改正の内容

第63表 令和6年度以後適用分

改正項目		改正内容	増減収見込額																				
森林環境譲与税	森林環境譲与税に係る譲与基準の見直し	<p>森林環境譲与税について、これまでの譲与税の活用実績等を踏まえ、「私有林人工林面積」の譲与割合を5.5割（現行：5割）、「人口」の譲与割合を2.5割（現行：3割）とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td colspan="2">【改正前】</td> <td colspan="2">【改正後】</td> </tr> <tr> <td>区 分</td> <td>譲与割合</td> <td>区 分</td> <td>譲与割合</td> </tr> <tr> <td>私有林人工林面積</td> <td>5割</td> <td>私有林人工林面積</td> <td>5.5割</td> </tr> <tr> <td>林業就業者数</td> <td>2割</td> <td>林業就業者数</td> <td>2割</td> </tr> <tr> <td>人口</td> <td>3割</td> <td>人口</td> <td>2.5割</td> </tr> </table>	【改正前】		【改正後】		区 分	譲与割合	区 分	譲与割合	私有林人工林面積	5割	私有林人工林面積	5.5割	林業就業者数	2割	林業就業者数	2割	人口	3割	人口	2.5割	
【改正前】		【改正後】																					
区 分	譲与割合	区 分	譲与割合																				
私有林人工林面積	5割	私有林人工林面積	5.5割																				
林業就業者数	2割	林業就業者数	2割																				
人口	3割	人口	2.5割																				

11 租税特別措置法等の一部改正(令和7年12月5日法律第81号)による税制改正の内容

第64表 令和7年12月31日以後適用分

改正項目		改正内容	増減収見込額												
地方揮発油譲与税	暫定税率の廃止	<p>揮発油税及び地方揮発油税の当分の間税率（暫定税率）を廃止する。安定財源の確保の完成までの間において、地方の財政運営に支障が生じないよう、地方財政措置において適切に対応する。</p> <p>・揮発油税等の税率（1キロリットルあたり）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td>揮発油税</td> <td>地方揮発油税</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>～令和7年12月30日（暫定税率）</td> <td>48,600円</td> <td>5,200円</td> <td>53,800円</td> </tr> <tr> <td>令和7年12月31日～（本則税率）</td> <td>24,300円</td> <td>4,400円</td> <td>28,700円</td> </tr> </table>		揮発油税	地方揮発油税	合計	～令和7年12月30日（暫定税率）	48,600円	5,200円	53,800円	令和7年12月31日～（本則税率）	24,300円	4,400円	28,700円	
	揮発油税	地方揮発油税	合計												
～令和7年12月30日（暫定税率）	48,600円	5,200円	53,800円												
令和7年12月31日～（本則税率）	24,300円	4,400円	28,700円												

12 令和8年度の地方税法等の一部改正(令和8年3月改正予定分)による税制改正の内容

第65表 令和8年4月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
道府県民税利子割に係る清算制度の導入	<p>(1) 都道府県は当該都道府県に納入された利子割額から徴収取扱費に相当する額を控除した額を、各都道府県ごとの清算基準額に応じて按分し、当該按分した額のうち他の都道府県に係る額を他の都道府県に対し、それぞれ支払うものとする。</p> <p>(2) (1)により他の都道府県に支払うべき金額と他の都道府県から支払を受けるべき金額は、関係都道府県間で、それぞれ相殺するものとする。</p> <p>(3) 清算基準額は、各都道府県ごとに、当該都道府県内に住所を有する個人に係る所得の金額に相当する金額として算定した額で当該年度の初日の属する年の前年前3年内の各年に係るものを平均した額とする。</p> <p>(4) その他所要の措置を講ずる。</p>	
利子割交付金		

第66表 令和8年4月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
自動車関係諸税の見直し	<p>自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割は、令和8年3月31日をもって廃止する。これに伴い、現行の自動車税種別割を自動車税とし、現行の軽自動車税種別割を軽自動車税とするなど、所要の措置を講ずる。</p> <p>同日までの自動車の取得に対して課する自動車税環境性能割及び同日までの軽自動車の取得に対して課する軽自動車税環境性能割については、なお従前の例によるなど、所要の措置を講ずる。</p> <p>環境性能割の廃止に伴う地方税の減収分については、安定財源を確保するための具体的な方策を検討し、当分の間地方特例交付金により国が全額を補填する。</p>	
環境性能割交付金		